

# 岸和田市男女共同参画推進計画 <平成30年度実施計画推進状況（実績報告）> 資料1

## 【基本課題1】 互いの人権の尊重

基本課題	基本施策	施策の方向	年度実施計画 (○新規 ●継続)	年度実績報告(●)、効果・要因・今後の方針(■)(12月末現在)	達成度	担当課			
<b>1. 人権意識の高揚</b>									
1	I	1	①	イ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	●自然資料館で、人権問題に関する啓発ポスター・パンフレット等を掲示・配布する。展示解説パネル等での性差に関する記述の配慮についても継続する。	●人権問題に関する啓発ポスターやパンフレットの掲示や配布は継続している。また、本年の特別展「なるほど！ 巣・ワールド」では、繁殖に関する記述が多かったため、性差に関する記述について配慮した。 ■今後も継続する。	A	郷土文化室
						●市の広報物(広報、ホームページなど)や岸和田市人権協会機関紙「人の輪」において、様々な人権課題に関する記事を掲載する。	●4月を除き、毎月さまざまな人権課題について啓発記事を掲載した。 ■今年度は、これまであまり取り上げられなかったテーマ「北朝鮮の拉致問題」「ヘイトスピーチ」に焦点をあてた啓発を実施した。今後も全体のバランスを検討しながら、必要な啓発を進める。	A	人権・男女課
						●若年層や男性が参加しやすい研修や講演会、街頭啓発の機会に条例や計画にも触れ、啓発の充実に努める。	●6/23～29男女共同参画週間に街頭啓発や庁内・公共施設で啓発ティッシュ(2150個)を配布したり、男女共同参画フォーラムなどで条例の周知に努めた。 ■街頭啓発では、市民の男女共同参画への意識を聞くことで、啓発方法や周知の仕方をどう工夫すればよいか知る貴重な機会となった。	A	人権・男女課
<b>2. メディアにおける人権の尊重</b>									
4	I	2	①	ア	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	●広報紙の編集・発行、ホームページの作成など、情報発信する際に、イラストや表現が性別による固定観念にとらわれないように心がける。また、それが不自然にならないようにする。	●広報紙の編集・発行、ホームページの作成などにより情報発信する際、イラストや表現が性別による固定観念にとらわれないよう、また、不自然にならないように配慮して行った(随時実施)。また広報紙の市民出演の際には男女の偏りが無いように配慮した。 ■男女の多様なイメージが浸透していくような表現に努めていく。	B	広報広聴課
						●議会だよりやホームページ作成の際、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。	●性別による差別的な表現や言葉などに注意し、また性別による固定概念にとらわれないよう意識しながら、議会だよりを編集した。 ■市民などからの指摘はなかったため、性別にとらわれない表現ができたと考えている。今後も継続していく。	B	議会事務局総務課
						●各種広報や情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。	●広報や市ホームページ、市の発行物や講座のちらしなどの情報提供にあたっては、固定的性別役割分担意識に捉われないよう働きかけた。 ■男女にとわられず多様なイメージで表現することができた。	A	人権・男女課
						●固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様な生き方を広めるため、女性センターが発信する広報物の表現に配慮する。 ●関連図書の配架やDVD等での展示により男女の人権の意識向上を目指す。	●女性センター「フレール」や講座等のチラシ、広報きしわだ、ホームページの表現については、男女の人権や多様な生き方の視点に配慮している。●図書の配架やDVDでの展示は、性別による固定観念にとらわれず男女の人権を尊重した内容に配慮している。 ■男女の人権の意識向上のため貸出し用のDVD3本を新たに購入、引き続き意識向上に努める。	A	女性センター
						●各種広報や情報提供にあたっては、性別による固定的なイメージでの表現がされないよう広く周知し、必要に応じ改善を求める。	●広報や市ホームページ、市の発行物や講座のちらしでの情報提供にあたっては、性別による固定的なイメージでの表現にならないよう、関係課と協議し改善を求めた。 ■性別にかたよらない表現での情報提供をすることができた。	A	人権・男女課

9	I	2	①	イ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	●性の商品化に繋がるような表現や固定的な性別役割分担を助長する表現について講座等で取り上げ、問題点を情報発信し、意識向上を目指す。●関連図書の配架や冊子等での展示により男女の人権の意識向上を目指す。	●過度の性的表現や固定的な性別役割分担を助長する表現に関する講座は実施していないが、女性センターの情報発信については男女の人権に配慮している ●図書の配架や冊子での展示は、性別による固定観念にとらわれず男女の人権を尊重した内容に配慮している。 ■「生きづらさを抱える少女たち～目に見えない貧困と無関心社会～」を開催し、性の商品化に若年層女性が巻き込まれないための啓発に繋がった。	C	女性センター
10	I	2	①	ウ					人事課
11	I	2	①	ウ		●市職員のメディア・リテラシーを高めるよう、研修などの機会に啓発を行う。	●12/7実務担当者研修において、被災地における男女共同参画などを取り上げた。 ■社会の様々な出来事における男女共同参画の視点の捉え方を学ぶことができた。	B	人権・男女課
12	I	2	①	ウ					女性センター
13	I	2	②	ア					女性センター
14	I	2	②	イ	メディア・リテラシーの育成と向上	●子供たちのメディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育を充実する。	●教員向けにはICT研修(情報モラル研修)を実施するとともに、資料提供等を行い、メディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育充実に努めた。 ■今後も実践事例の紹介等を行い、情報モラル教育の一層の充実を図ってい	B	学校教育課

### 3. 生涯にわたる健康・権利の尊重

15	I	3	①	ア		●性に関する指導を充実する。	●保健の授業や専門家による講話を通して性に関する指導を充実させるため、研修会等の情報提供を行い、性教育の推進に向けて取り組んだ。 ■LGBTの講話や産科への研修を通じた取組により、性教育が推進した。	B	学校教育課
16	I	3	①	ア	ライフステージ・ヘルス/ライツの理解の促進	●男女共同参画の趣旨をふまえ、男女が互いに尊重し合える人間関係づくりをめざす。●小学校教育研究会性教育部会において、依頼がある場合には出席し、指導助言を行う。	●小学校教育研究会性教育部会に指導主事が出席し、指導助言を行った。(内容:生と性の学習 3回出席した) ■性と生の学習を進めていくことで、命の大切さを考えることができる。	A	人権教育課
17	I	3	①	イ		●妊婦とその家族を対象に、保健センターでパパママ教室(両親教室)を開催し、生命誕生に関する教育と家族計画についての教育を行う。6回/年間。	●パパママ教室を年間6ケル(1ケル3日間)実施。平成30年12月現在、4ケル目まで終了。参加人数は妊婦53名、パートナー42名。 ■講義で男女の性のメカニズムの違いについて説明。パートナーがお互いに思いやりを持てるように働きかけている。	A	健康推進課
18	I	3	①	イ		●ライフステージ・ヘルス/ライツの理念が認知されるよう、市ホームページ等を利用して啓発を行う。	●中学生へのデートDV予防啓発講座の中で、性感染症について触れ、自分も相手も大切にすることを伝えた。 ■若年層にライフステージ・ヘルス/ライツの理解促進を図ることができた。	B	人権・男女課
19	I	3	②	ア	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	●引き続き、岸和田市保健計画(ウエルエージングきしわだ)の推進を図る。	●『ウエルエージングきしわだ』の推進をめざし、『身体活動・運動』の分野に着目して取り組んだ。11/17岸和田市総合福祉センターにて『ウエルPRイベント』を開催し、159名(内女性125名)の参加があった。年間を通して『ウエル講座』の利用を勧めた。12月現在、2回実施、74名参加(内女性59名)地域や関係団体の行事の際に、6つの健康分野(『栄養・食生活』『身体活動・運動』『休養・こころの健康』『飲酒・喫煙』『歯・口腔の健康』『健康管理』)について、『ウエルエージングきしわだ』が取り組んでいることを説明した。	A	健康推進課
20	I	3	②	イ					健康推進課
21	I	3	②	イ		●成長期・思春期の心と体について保健指導や個別相談を充実する。	●保健指導や個別相談が充実するよう、養護教諭部会等においても講話の案内や情報提供をするなど啓発活動に取り組んだ。 ■講話や啓発資料の提供により、個々の特性や発達段階に応じた指導等が充実した。	B	学校教育課

22	I	3	②	ウ	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	●引き続き、妊婦健診やがん検診の費用助成と受診勧奨で受診率向上を図る。	●妊婦健康診査：妊婦1人当たりの116,840円（健康診査回数は最大14回）の費用助成を行っている。 ■内容を充実することで、安全な出産、出産後の母子の健康管理の支援、また、経済的な負担軽減につなげている。 ●「がん検診等」・「巡回がん検診」などのがん検診を受ける機会を充実させ、特定の年齢の女性には乳がん・子宮がん検診無料クーポン券を送付。がん検診の受診率の向上に取り組んだ。 ■女性の健康維持・増進をはかる。	A	健康推進課
23	I	3	②	エ		●市民病院の婦人科や産科の一層の充実、利用の促進を図る。	●産婦人科の度の状況 医師数:5名(内女性 2名)、助産師数:12名(正職員9名、臨時職員 3名)(12名全て女性)患者数 外来:4,914件、入院:3,522件(4月~11月)、分娩数:106件 ■常勤医師数が1名増加したため、患者数や分娩件数が増加した。	A	経営管理課

#### 4. 女性の人権が尊重される支援体制づくり

24	I	4	①	ア	相談体制の充実	●当課の相談窓口では、性別にかかわらず、広く市民を対象としているが、相談内容が女性に特有の悩みや問題を抱えている場合には、よりスムーズな解決のために、人権・男女共同参画課・女性センターと連携し、速やかに相談窓口の紹介を行う。	●女性が抱える悩みや問題に関する相談に関しては、必要に応じて人権・男女共同参画課の窓口を紹介したり、連携・調整することでスムーズな解決を図った(随時実施)。 ■今後も継続して連携・調整できるよう努めていく	A	広報広聴課
25	I	4	①	ア		●DV等で住民登録地を変更できない被保険者からの相談があれば、住民登録地外で加入できることを案内し、その個人情報も漏洩することなく厳重に管理する。	●DV等で住民登録地を変更できない被保険者からの相談があれば、住民登録地外で加入できることをお勧めし、その個人情報を厳重管理している。 ■マニュアルにより引き続きし、継続していく。	A	健康保険課
26	I	4	①	ア		●DV被害者のための法律相談、相談電話、相談窓口について、市内の男女共同参画推進団体と協働で相談窓口紹介カードを各種施設の女性用トイレに設置するほか、引き続き広く市民に周知する。●人権擁護委員の日(6/1)に、市内5カ所で特設人権相談を実施する。	●相談案内カードを岸和田女性会議の協力で市内ショッピングセンターの女性トイレに設置した。●4月に市内公共施設、保育所、庁内関係課、警察や子ども家庭センター、医師会などの関係機関にDV被害者のための法律相談、相談窓口、DV予防啓発のちらし等を配布。 ■広く市民に周知することができた。今後も協力いただける施設を増やしていくよう努める。 ●特設人権相談を5カ所で実施し、1件の相談があった。 ■今後も人権擁護委員の協力を得ながら、アクトリーに取り組みたい。	A	人権・男女課
27	I	4	①	ア		●専門の女性センターによる女性のための面接相談・電話相談を実施する。●相談事業や関連講座案内など、積極的に情報提供を行う。●相談者の安全とプライバシー保護に努めながら情報を共有し、円滑な相談実施に努める。●職員のスキルアップのため、市内外での研修等に積極的に参加する。	●委託相談事業として、女性の専門センターによる「女性のための面接相談・電話相談」を実施している。相談件数(12月末現在)面接相談:7件、電話相談:49件●相談事業や関連講座の案内は、女性センターニュース「フレスール」や広報きしわだ、ホームページを活用し情報提供を行っている。●相談専用の部屋を設け、相談者の安全とプライバシー保護を保障するとともに、相談実施後毎回、職員とセンターとで情報を共有し円滑な相談に努めている。●大阪府等が開催する相談事業関係研修会に参加することにより職員のスキルアップを図っている。 ■より幅広い年代や平日は勤めていて日中相談電話を利用できない層にも利用してもらえよう、次年度以降の相談日や相談時間を再度検討する。	A	女性センター
28	I	4	①	イ		●DV被害者支援においては、庁内および関係機関等との連携を強化する。	●DV被害者支援においては、庁内外での連携に積極的に取り組んでいる。 ■今後も引き続き継続していく。	A	健康保険課
29	I	4	①	イ	●庁内の関係窓口、大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター、岸和田警察などとの連携を強化し、支援体制の整備・充実を行う。	●府内市町村相談員ブロック別情報交換会等で他機関や他市のDV相談担当者との情報交換を行った。 ■引き続き関係機関との情報共有を行い、相談支援体制の強化に努める。	A	人権・男女課	

30	I	4	①	イ	相談体制の充実	●庁内以外にも関連機関の相談窓口の資料収集に努め、職員と相談員とが共有する。	●庁外の関連機関相談窓口の情報収集に努め、職員と面接・電話相談のカウンセラーとで共有している。 ■職員とカウンセラーで情報共有し、情報提供の連絡先や照会先の範囲が拡大することで、より相談者のニーズに合った相談先を提示できるようになった。	A	女性センター
31	I	4	②	ア		●市のホームページや講演会等において、DV防止等、多様化する(若年)女性への暴力の防止についての認識と理解を深めるため、啓発に努める。	●11/12～25「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報きわだや市ホームページでDV防止について掲載。またデートDV予防啓発のポスターを市役所玄関で実施。●DV防止のための啓発物品を街頭啓発や講座などで配布。(街頭啓発でマスク1000個、他の講座でDV予防のシャボンやクリアファイル、DV相談カードなど)●11/15「妻と夫のほどよい関係とは？」(柳谷和美さん、参加者27名)開催。DVや家族間でのパートナーシップを学んだ。 ■初めて市役所でDV啓発ポスター展を実施して市民に広く周知できた。またDV予防啓発講座は、タイトルを工夫して参加者が倍増した。引き続き様々な機会を捉えて女性への暴力防止についての啓発を図っていく。	A	人権・男女課
32	I	4	②	ア	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	●関連講座を開催するとともに、図書や広報物でも啓発を実施する。	●女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～11/25)に合わせ、11/1から11/30まで女性センター1階ホールでDV防止啓発ポスター展を実施し啓発を行った。●女性に対する暴力防止及び若年層女性への支援体制の強化として連続主催講座「生きづらさを抱える少女たち～目に見えない貧困と無関心社会～」を開催した。①7/27「社会から孤立する少女たち～経済的・精神的貧困の現実～」参加者:37名(うち男性6名)講師:玉野まりこ②8/3「スマホ片手に漂流する少女たち～SNSの落とし穴～」参加者:33名(うち男性6名)講師:橘ジュン③8/10「少女たちが必要とする居場所～自立に向けた支援とは～」参加者:24名(うち男性3名)講師:大森順子 ■アンケートより「多くの方がこの現実を知り、多くの子どもたちが幸せに過ごせる世の中になるよう、私もできることをしたい」「実際子どもがして欲しい支援と大人の考える支援は違うことも多いのではないかとお話を聞いて感じました。」等の感想が挙がり、少女たちの実情を理解し、支援できる大人を	A	女性センター
33	I	4	②	イ		●被害者のための相談窓口の整備・充実…【I-4-1-1-ア】参照	●被害者の相談窓口を広く周知した。【I-4-1-1-ア】参照	A	人権・男女課
34	I	4	②	イ		●【I-4-1-1-ア】参照	●■【I-4-1-1-ア】参照	A	女性センター
35	I	4	②	ウ		●他の相談機関との連携強化…【I-4-1-1-イ】参照	●必要に応じて他の相談機関との情報交換を行った。 ■女性に対する暴力の支援体制づくりを図った。	A	人権・男女課
36	I	4	②	ウ		●【I-4-1-1-イ】参照	●■【I-4-1-1-ア】参照	A	女性センター

## 【基本課題II】 男女共同参画に向けての意識づくり

### 1. 学校園における男女共同参画の意識づくりのための教育の充実

37	II	1	①	ア	男女共同参画推進のための教職員の意識啓発	●教職員の男女共同参画意識をさらに高めるため、夏季休業日中に男女共生教育研修を女性センターと共催し、市内各校園の教職員の資質向上に努める。●校園内研修等を支援する。	●8/3に男女共生教育研修を「生きづらさを抱える少女たちへの支援」というテーマで開催し、市内幼小中高の男女共生教育担当者(幼12人、小17人、中7人、計36人)等が参加した。 ■子どもたちの様々な背景を知り、さまざまな関係機関のかかわりがあることを知る。	B	人権教育課
38	II	1	①	イ		●男女共生教育担当者を配置し、各校における男女共生教育推進の中心的役割を担う。●校内研修等を支援する。	●6/12に男女共生教育担当者会を開催し、各校園における男女共生教育の推進や校内研修のあり方について研修した。市内小中高の男女共生教育担当者38名が参加した。(担当者必修) ■中学校区での取り組みの共有や校内での取り組みを情報交換できた。	A	人権教育課

39	II	1	①	ウ	男女共同参画推進のための教職員の意識啓発	●小学校教員における女性管理職の割合について、度は前年度より1名増の15名、中学校については、前年度より1名減の2名となっている。今年度も女性教員へ管理職選考の受験を促すなど、管理職への登用の機会を積極的に広げていく。	●小学校教員における女性管理職の割合は、小学校48名中15名(31.3%)、中学校22名中2名(9.1%) ■引き続き、女性教員へ管理職選考の受験を促すなど、管理職への登用の機会を積極的に広げていく。	B	教育総務部総務課
40	II	1	①	エ		●各校園に、セハラ相談窓口担当者を配置する。●担当者の開催時に、セハラ防止のための研修を実施する。	●6/12にセハラ相談窓口担当者会を開催し、各校園におけるセハラ防止・対応について、および校内研修のあり方について研修した。市内幼小中高のセハラ相談窓口担当者60名が参加した。(担当者必修) ■担当者を中心に校内で伝達研修をしていただいている。	A	人権教育課
41	II	1	②	ア	男女共同参画推進のための教育の充実	●市教委より配布する、男女共生教育リーフレット等を活用し、各校における男女共生教育を推進する。●男女相互の理解と協力や人権尊重についての教育を充実する。	●男女共生教育リーフレットを活用し、各校において男女共生教育を実施した。また、道徳の時間および特別活動等で男女相互理解・協力や人権尊重についての教育に取り組んだ。 ■リーフレットを活用し、具体的な教材を使って学習に取り組んでいる。	A	人権教育課
42	II	1	②	イ		●男女共生教育が家庭においても生かされるよう、各校園での保護者対象の研修・講演会等、保護者の学習機会を支援する。	●各校園において、講演会および学級懇談会等で男女共生について、学習する機会を設けた。 ■家庭、地域、学校と人権感覚を高めている。	B	人権教育課

## 2. 社会における制度、慣行の見直しと男女共同参画の意識づくり

43	II	2	①	ー		●選挙時の投票管理者及び投票立会人に積極的に女性が選出されるよう、会議等で働きかける。	●選挙が行われず実績はない。 ■平成31年度以降も実施計画に沿い、投票管理者や投票立会人に多くの女性が選出されるよう、より積極的に会議等で働きかける。	ー	選挙管理委員会事務局
44	II	2	①	ア		●JRに対して、駅トイレ内のベビーベッドの設置や、ベビーカーの通行等に関して、設計や案内表示板の設置等に配慮するよう引き続き働きかけを行う。周辺整備に関しても同様に配慮する。	●毎月行われている事業推進・三者会議等で随時働きかけを行った。(目標12回→実績6回/50%) ■次年度も随時働きかけを行っていく。	B	高梁事業・道路整備課
45	II	2	①	ア	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	●男女共同参画フォーラムや研修会、出前講座、市のホームページ等で岸和田市男女共同参画推進計画の周知を図る。●男女共同参画フォーラム等を開催し、男女共同参画意識についての気づきの機会を提供する。●校区别人権問題研修会において実施した講座「防災～男女共同参画の視点から～」を地域や団体等からの希望に応じて実施する。	●6/23～29男女共同参画週間に街頭啓発や庁内・公共施設で啓発ティッシュ(2150個)を配布した。研修や市のホームページ等で岸和田市男女共同参画推進計画の周知を図った。●1/12男女共同参画フォーラム「明橋大二先生の子育てハッピーアドバイス」(講師:明橋大二さん)103名参加。●「防災～男女共同参画の視点から～」の講座依頼はなかった。 ■講演会で子育てを通して女性の就労や固定的性別役割分担意識の解消を促す機会を提供できた。	A	人権・男女課
46	II	2	①	ア		●男女の多様なイメージの意識を広め、性別役割分担意識の解消を図るため、女性学・男性学基本講座などを開催し、啓発を進める。●女性センターが発信する広報物により啓発する。●関連図書の配架やパル展示により男女の人権の意識向上を目指す。	●シネマウィーク～男女共同参画をめざして多様な生き方を認めよう～と題し、4/10～4/16の女性週間にちなみ女性の様々な生き方や人間模様に触れる映画を4本上映した。①4/20「みすゞ」参加者:57人(うち男性1人)②4/21「グレース・オブ・モナコ」参加者:60人(うち男性1人)③4/23「六月燈の三姉妹」参加者:48人(うち男性3人)④4/24「大統領の料理人」参加者:36名(うち男性0人)●フレズール7月号で、世界各国の夫婦の家事育児参加時間の比較時間の特集を組み、男性の家事育児参加を啓発した。 ■女性の様々な生き方に触れてほしいという観点から広報活動を続けた結果、昨年度のシネマウィークに比べ1本あたりの平均参加人数が20.8人⇒50人へと増加した。	A	女性センター

47	II	2	①	イ		●男女共同参画意識を浸透させていくため、高齢者大学、女性学級、家庭教育学級の学習会で男女共同参画の出前講座等を行い啓発を図る。●男女共同参画意識の啓発に関するポスター、チラシ等を目につきやすい場所に配置する。	●高齢者大学、女性学級、家庭教育学級の学習会では、男女共同参画をテーマとした出前講座等の活用には至らなかった。 ■引き続き、参加者の学習目的や興味に応じて、男女共同参画に関する出前講座等のメニューを提案できるよう努める。 ●男女共同参画意識の啓発に関するポスター、チラシ等を目につきやすい場所に配置するよう努めた。 ■引き続き、男女共同参画の意識の啓発に関するポスター、チラシ等を目につきやすい場所に配置するよう努める。	C	東岸和田市民センター
48	II	2	①	イ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	○男女共同参画意識を浸透していくために、公民館では男女共同参画をテーマにした講座を企画する。	●講座実施計画の中で、男女共同参画をテーマにした講座開催に向けて複数回検討を重ねたが実施に至らなかった。 ■次年度に向けて更に検討を進めていく。	D	春木市民センター
49	II	2	①	イ		○男女共同参画意識を浸透していくため公民館では、新たに講座で「男のええ加減料理」(5月～10月)を開催する。	●定期講座で「男のええ加減料理」(5月～10月)を6回開催した。 ■今年度、受講した受講生が、来年度のリーダー(教える側)となり、引き続き「男のええ加減料理」を開催する。	A	桜台市民センター
50	II	2	①	イ		●男女共同参画を視点に置いた講座を実施する。	●市立公民館で男性対象に実施している定期講座を実施している。「イケ麺クラブ」定員 16名 在籍者 11名「俺の喫茶メニュー」定員 16名在籍者 15名 ■受講者からは家庭でも作り家族から喜ばれているとの声も聞いている。2講	A	生涯学習課
51	II	2	①	イ	家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	●【II-2-1-ア】参照 ●講演会など各種事業を20企画程度実施する。●男性も参加しやすいよう、講座の開催日を土・日曜日にも設定する。●登録グループと共催の市民企画講座は男女共同参画の視点の企画を採用する。●中学生の職業体験を受け入れ、女性センターの役割や事業を知り、啓発DVD等の鑑賞により男女共同参画意識の理解を深めるよう働きかける。	●【II-2-1-ア】参照 ●講演会等の各種講座を実施。主催講座>◆フネマウィーク～男女共同参画をめざして多様な生き方を認めよう～(全4回・延べ201人(うち男性5人))◆乳幼児救命救急講座(全1回・17人(うち男性1人))◇大人女子応援講座第一弾 人生を思いどおりにデザインするおかたづけ(全2回・延べ82人(うち男性5人))◇就職をめざす女性のための初級パソコン講座(全5回・延べ59人)◇私の夢かなえよう!～起業を考えている女性のためのスタートアップセミナー～(全4回・延べ109人)◇生きづらさを抱える少女たち～目に見えない貧困と無関心社会～(全3回・延べ94人(うち男性16人))◆コミュニケーションUPで魅力もUP～自分らしく輝くために～(全2回・延べ29人)◇就職をめざすあなたを応援♪女性のための中級パソコン講座(全8回・延べ68人)◇ストレスと上手につき合おう♪～毎日を楽しく過ごすために～(全2回・延べ34人)◆パパと一緒に科学で遊ぼう!～目のひみつを探ろう～(全1回・16人(うち男性11人))◇大人女子応援講座第二弾 ワタシの魅力開発!イメージ・メイキング(全2回・延べ55人)◇性はグラデーション～十人十色とわたし色～(全1回・18人(うち男性1人))◇イマドキ愛されリーダーのヒミツ～こうすれば組織運営は上手くいく!～(全1回・28人(うち男性2人))◆シネマ&トーク「マーガレットサッチャー 鉄の女の涙」(全1回・36人(うち男性2人))<共催講座>◇「怒ってなんぼ」から「笑ってなんぼ」～あなたの怒りを上手にコントロール～(子育て自分育てサークルFuture)(全1回・延べ27人)◇お母ちゃん直伝「つくりおきおかず」講座(大阪友の会泉南方面)(全1回・19人(うち男性1人))◇男女共生教育担当者研修会(人権教育課)(全1回・36人(うち男性4人))◇あそびのひろば(子育て支援センターさくらだ) (全9回・267人(うち女児66人、男児68人))◇赤ちゃんひろば(子育て支援センターさくらだ) (全6回・88人(うち女児18人、男児26人))※◆は土曜・日曜日開催の講座●昨年度に引き続き、中学校の職場体験を実施・講座見学や登録グループの学習見学を通し男女共同参画社会について学ぶ・デートDVやLGBTについての学習①6/7～8久米田中学校(3人)②6/14～15野村中学校(3人)③7/5～6春木中学校(2人)④7/9北中学校(2人) ■講座開催日が平日ばかりになってしまい、参加人数や年代に偏りがあった	A	女性センター

52	Ⅱ	2	①	ウ	●広報きしわだやホームページ等による情報発信の機会を利用し、必要に応じ、男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	●広報きしわだやホームページ、SNSで、男女共同参画をテーマにした人権の窓や講座、記事を掲載・配信することで、啓発や情報提供を行った(随時実施)。 ■各部署が啓発や情報提供の機会が増えるように、情報発信していきやすい環境づくりや働きかけに努める。	B	広報広聴課
53	Ⅱ	2	①	ウ	●広報きしわだ等で男女共同参画に関する啓発を行う。	●広報きしわだ6月号「人権の窓」のコーナーで、今年度の内閣府の男女共同参画週間のキャッチフレーズを紹介し、スポーツに関わるあらゆる分野での女性の活躍推進について取り上げた。また土俵と女性についての考察を掲載した。■話題になった事柄から男女共同参画について考えていただく内容となった。	A	人権・男女課
54	Ⅱ	2	①	ウ	●【Ⅰ-2-1-1-ア】参照 ●【Ⅱ-2-1-1-ア】参照 ●男女共同参画関連の新作図書を女性センターニュース「フレスール」で紹介する。●登録グループの男性の料理クラブの活動を広く紹介し、市民の意識を向上させる。	●【Ⅰ-2-1-1-ア】参照 ●【Ⅱ-2-1-1-ア】参照 ●男女共同参画関連の新作図書を女性センターニュース「フレスール」に掲載 ●ホームページで登録グループの記事を掲載している。 ■次年度以降の女性センターニュースでは毎月お薦め図書や登録グループの紹介に努めていく。	A	女性センター
55	Ⅱ	2	①	エ	●子育て世代の市民と接する飛びっこホーム支援員、ファミリーサポートセンターアドバイザーに対し研修を行い、男女共同参画意識浸透の裾野を広げて行く。	●未実施。 ■3月に開催予定の年度末雇用契約時における会議において、男女共同参画意識の浸透を図る内容の資料を用いて研修を実施する予定している。	A	子育て支援課
56	Ⅱ	2	①	エ	●「心豊かな子供に育てるための役割」等をテーマとした研修に参加し、一人一人の人格、人権を尊重することの大切さを再確認するなど、男女参画意識の向上を図る。	●①～⑤の研修に参加することで、男女共同参画意識の向上を図っている。 ①男女共同参画研修NO.1に1名、NO.3に1名、NO.4に2名、NO.5に1名、NO.7に1名、DV対策基本計画研修に1名、本部員・幹事研修に3名、実務担当者研修に1名が参加(正社員中参加延べ人数9名/正職員数19名、課の47%)。②就業前人権教育研究協議会A(全体会)(大阪府福祉部子ども室子育て支援課主催):テーマ「人権尊重の観点に立った就業前教育の今日的課題の解決に向けて」3名が参加。③就業前人権教育研究協議会B(実技的演習)(大阪府福祉部子ども室子育て支援課主催):テーマ「人権教育の観点から多様な課題に答え、スキルを高める」2名が参加。④児童虐待防止ネットワーク部会実務研修会(岸和田市子育て支援地域協議会・子育て給付課主催):テーマ「対応に苦慮する保護者への理解と対応について」18名が参加。⑤児童虐待発生予防対策事業関係機関研修会(大阪府岸和田保健所主催):「ステップファミリーへの支援について」1名が参加 ①は子育て施設課職員、②～⑤は保育所職員が参加。 ■男女共同参画研修の参加率は課内供覧のみであったため低かった。今後は積極的に働きかけをして参加を促していく。	C	子育て施設課
57	Ⅱ	2	①	エ	●公民館において、子供と父親同士の交流をはかる事業を行う。	●父親と子どもを対象とした「パパサロン」拡大版の「パパフェス お父さんといっしょ」を実施。8/26 定員 40組 参加者 父親と子ども13組 ■育児に積極的に参加することの楽しさや大切さの意識を広めるとともに、父親の仲間作りを図った。次年度は「パパ塾」という枠で、父親に育児を学び、仲間づくりのきっかけを作る新たな事業を企画予定。	A	生涯学習課
58	Ⅱ	2	①	エ	●【Ⅰ-2-1-1-ア】参照 ●人権教育課と共催で男女共生教育担当教員と一般の方対象の講座を開催する。教員を通じて子どもやその親たちにも男女共同参画意識が向上するよう働きかける。●【Ⅱ-2-1-1-イ】参照 ●ロビーに設置したキッズコーナーを子育て世代が安心して利用し、周囲に配架した関連図書によって理解を深めるよう努める。登録グループメンバーには、積極的に講座の受講を促	●【Ⅰ-2-1-1-ア】参照 ●人権教育課との共催で、男女共生教育担当者を対象として研修会を開催した。◆8/3午前「生きづらさを抱える少女たちへの支援」参加者:36人(うち男性4人)講師:橋 ジュン ●【Ⅱ-2-1-1-イ】参照 ●ロビーは子育て中の親子が利用しやすいようキッズコーナーを設置するとともに関連図書、絵本なども配架し、男女共同参画意識の向上に努めている。 ■男女共生教育担当者を対象とした研修会のアンケートで満足度は、大変良かった54%、良かった36%、どちらともいえない5%、未回答5%。今後も教職員向けの意識向上を続けていきたい。	A	女性センター

家庭や地域における男女共同参画意識の浸透

59	II	2	②	ア		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民4000人を対象とするアンケート調査である市民意識調査において、男女別年齢別にデータを収集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今年度実施した市民意識調査において、男女別年齢別にデータを収集し、報告書を作成し、結果をホームページにて公開した。</li> <li>■引き続き、アンケート調査を行う場合は、性別や年齢別で分析できるようデータを収集する。</li> </ul>	A	企画課
60	II	2	②	ア	男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然資料館の普及行事参加者を対象としたアンケートで、男女別年齢別にデータ収集を行っている。分析結果は今後の施策に反映させていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●12月末現在、来館者6,380組、行事参加者513組を収集している。</li> <li>■年度末に集計のうえ分析し、今後の施策に反映させる。</li> </ul>	A	郷土文化室
61	II	2	②	イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画施策について情報提供があれば庁内に情報共有を行うとともに、課内でも周知を徹底し自己啓発に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV対策基本計画研修と実務担当者研修会に参加した。課内で供覧し、報告を行った。</li> <li>■今後も男女共同参画施策関係の研修については、積極的に参加するように促していく。</li> </ul>	B	情報政策課
62	II	2	②	イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本女性会議や府主催の講座、泉州地域男女共同参画行政担当者連絡会議等に参加し、国や府、他市の男女共同参画に関する情報を収集し、ホームページ等でPRする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪府主催「市町村男女共同参画行政所管課長会議及び市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」「大阪労働局雇用環境・均等部関係連絡会議」、「泉州地域男女共同参画行政担当者連絡会議」等に参加して情報収集や情報交換を行った。</li> <li>■今後も必要に応じて他機関等と連携して対応する。</li> </ul>	B	人権・男女課
63	II	2	②	イ	男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【I-2-1-ア】参照 ●【II-2-1-ウ】参照 ●女性センターニュース「フレスール」を発行するとともに、関連施設から情報収集や情報交換を行い、市民に情報提供する。●講座開催時には、関連図書を会場に配架し、利用を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【I-2-1-ア】参照 ●【II-2-1-ウ】参照 ●女性センターニュース「フレスール」に男女共同参画に関する情報を掲載した。●大阪府主催の職員研修等に参加し、国・府・市からの情報を発信した。</li> <li>■引き続き、情報発信や掲示・展示を行い、広く男女共同参画意識の浸透を図っていく。</li> </ul>	B	女性センター
64	II	2	②	ウ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する資料や図書を積極的に収集し、提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3月中旬頃から図書館本館2階の特設コーナーにて、男女参画についての関連本や資料を集め展示をする予定(期間未定)。</li> <li>■館内で男女参画に関する資料を揃え、今後更に工夫し利用者に手にとって貰いやすい工夫を考える。パンフレット等は追加で取り寄せ、以前より工夫し設</li> </ul>	(A)	図書館
65	II	2	②	ウ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●【II-2-2-イ】参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【II-2-2-イ】参照 ●ソロプチミスト大阪一南からの図書券寄付で図書やDVDを購入し充実させる。</li> <li>■年度内に寄贈された図書券で関連図書を35冊購入予定。</li> </ul>	A	女性センター
66	II	2	②	エ		<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所における男女共同参画に関する意識調査を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所における男女共同参画に関する意識調査を実施した。(対象：従業員10名以上の事業所421社、有効回答率：36.6%(154社回答))</li> <li>■年度内に結果をまとめて公表し、事業所への男女共同参画推進の啓発を図</li> </ul>	A	人権・男女課

### 3. 男女共同参画施策実現のための市職員の育成

67	II	3	①	ア	男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画推進本部員・幹事研修において、各課で男女共同参画の視点を踏まえた施策が展開できるような啓発を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10/16男女共同参画推進本部員・幹事研修「イマドキの子育て職員を活かすワークライフマネジメント」小崎恭弘さん(参加者72名)子育て期の職員(特に男性)の働き方やワークライフバランスについて学ぶことができた。</li> <li>■管理職が仕事と子育ての両立の必要性を理解し、働きやすい職場を作るための意識改革を図った。</li> </ul>	A	人権・男女課
68	II	3	②	ア		<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修において、男女共同参画をテーマにした内容を盛り込む。●庁内各課が企画する市職員を対象とした男女共同参画意識を高めるための研修に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新任課長、新任担当長及び希望者を対象にハラスメント防止研修を実施。8/1、31名受講。●庁内各課が企画する研修ではなく、泉北泉南合同職員研修協議会が主催する女性活躍推進研修に、当市からは4名が参加した。</li> <li>■今後も庁内外に関わらず、引き続き職員研修の充実に取り組む。</li> </ul>	B	人事課
69	II	3	②	ア	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する情報を提供するため、DVDを上映し研修を行う。参加目標:11名(課員の100%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DVD(ワーク・ライフ・バランスを知っていますか?～働くオトコたちの声～)を課員11名参加(正職員数10名中10名参加)で上映した。</li> <li>■上映後、課内でディスカッションを行い男女共同参画意識を高めた。ディスカッションの中では、「仕事と家庭の両方が充実するような働き方改革制度を導入すると性別を問わず家庭と仕事の両立が図れることが各企業事例から分かった。」という意見が多かった。今後も課内研修を通じて、男女共同参画意識を高めて</li> </ul>	A	浄水課



70	II	3	②	ア	●課員の男女参画意識を高める為、全員を対象に研修を行う。	●12月12日に第4次男女共同参画基本計画の概要について及び、実務担当者研修の内容を基に研修を実施。 ■第4次男女共同参画基本計画の概要についてまた実務担当者研修の内容を把握する事で、職員全員の男女共同参画に対する意識が向上した。	A	下水道施設課
71	II	3	②	ア	○市主催の男女共同参画関係研修を受講する。(職員4名、嘱託員7名) また、受講後研修内容を供覧し、課内で男女共同参画意識を向上させる。目標参加人数:3名(課の75%)	●男女共同参画研修NO.3に1名参加。受講後研修内容を供覧した。 ■周知方法が課内供覧のみであったため目標人数には達しなかった。正規職員の数が少なく、また職員1名が育児休暇中のため、参加率を上げることができなかった。今後も引き続き参加に努めていく。	C	学校給食課
72	II	3	②	ア	●男女共同参画意識を高める研修を充実し、市職員に対し参加を促進するとともに、市や大阪府主催の研修情報を発信し、研修受講を促す。	●7/26DV対策基本計画研修「DV被害と窓口対応」近藤裕子さん(参加者64名うち男性37名)、11/15DV予防啓発講座「妻と夫のほどよい関係とは？」柳谷和美さん(参加者27名うち男性8名)12/7実務担当者研修「男女共同参画の光と影～いま、行政職員に求められている視点とは何か」時岡禎一郎さん(参加者61名うち男性34名) ■ワークショップや東日本大震災の事例など具体的な内容を学び市職員として男女共同参画の視点を取り入れることができた。	A	人権・男女課
73	II	3	②	イ	●庁内情報紙「パートナー」を発行し、市職員向けに男女共同参画に関する情報を提供する。	●男性育児休業取得者の体験談、政治分野における男女共同参画推進法、ジェンダーギャップ指数などについて掲載予定。 ■市職員に世界や国での男女共同参画に関する情報を提供して、日本の男女格差が諸外国より大きいことを認識してもらい、男女共同参画への取り組みの必要性を認識してもらおう。	(A)	人権・男女課
74	II	3	②	ウ	○課職員の積極的な研修参加を促し、情報共有することで男女共同参画意識の向上を図る。目標参加人数:3人(課の30%、各担当1人参加を目指す)	●課職員の参加人数0で、目標参加人数に達しなかった。 ■課内供覧以外の積極的な声かけができなかったため、今後は声かけをしていく。	D	企画課
75	II	3	②	ウ	●課職員の積極的な男女共同参画研修参加を促し、情報共有することで男女共同参画意識を高める。(目標参加人数2人(課の職員(正職員4名)の			企画課(行政改革推進)
76	II	3	②	ウ	●男女共同参画研修等に積極的に参加する。[達成目標:課の35%(5人)以上]	●DV対策基本計画研修に1人参加(12月末現在)(1人/14人、課の7.1%) ■供覧だけでは参加者が増えず、年末に積極的に声かけをし、年明けに4名研修に参加予定である。	(A)	総務管財課
77	II	3	②	ウ	●男女共同参画研修等に積極的に参加することにより男女共同参画の意識向上を図る。目標参加人数:5人(課の50%)	●男女共同参画研修NO.1、NO.2に1名参加、NO.5に1名参加、NO.8に1名参加、NO.10に2名参加、NO.11に1名参加。課の参加人数6人(参加率64%)、内正職員参加人数6/7人(参加率86%) ■今後も引き続き、積極的な研修への参加を促していく。	(A)	契約検査課
78	II	3	②	ウ	●男女共同参画研修等に積極的に参加を促す。課内の男女共同参画意識の向上を図る。目標参加人数10名(課の50%)	●DV対策基本計画研修、本部員・幹事研修、実務担当者研修に4名参加(4/20、課の20%)研修資料を課内供覧した。 ■男女共同参画研修について課内供覧のみの呼かけにとどまったので、参加者は出なかった。30名定員で会場が女性センターで参加しにくい状況もあるので、職員会館や福祉センターでの開催が増えれば参加しやすいかもしれない。順番に1回は参加するなど募り方も工夫していきたい。	D	市民税課
79	II	3	②	ウ	○男女共同参画研修等に課員2人(課の67%)参加する。また、受講した研修内容を課内で共有する。	●本部員・幹事研修、実務担当者研修、男女共同参画研修NO.8に3人参加(課の100%)。また公民館担当の嘱託職員が家庭学級の学習会で、男女共同参画研修NO.9に参加した。 ■目標以上の参加人数であった。次年度以降も引き続き、参加を促す。	A	桜台市民センター
80	II	3	②	ウ	○実務担当者以外も参加できる男女共同参画研修や、女性センターから案内のある講習会などへ積極的な参加をするよう、課内で促す。目標参加人数:3人(課の25%)	●7/26、8/3、8/10、10/16、11/30、12/7の6つの研修に7人参加し、目標人数を達成した。(延べ8人/12人、課の66%) ■課内供覧で目標の周知や朝礼での呼びかけなどを行い、目標を達成した。引き続き、課内の正職員の研修参加を促す。	A	都市計画課

男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実

81	II	3	②	ウ		●職員の男女共同参画研修への参加を2名以上となるよう努める。(課内職員数の25%以上)	●現時点で研修への参加はなし。 ■今後、目標達成に向けて積極的に参加するよう努める。	D	丘陵地区整備課
82	II	3	②	ウ		●男女共同参画研修、セクシャルハラスメント研修、DV研修のいずれかに各職員が参加する。目標参加人数:12人(課の70%)	●年間を通じて数回ある研修に課員17人中7人が参加し、昨年より微増はしたものの目標には達しませんでした(課の41%)。 ■途中、参加状況等を供覧し参加に努めましたが、日常業務が多忙であったためなかなか参加できませんでした。来年度は、早い段階から参加を促し実績を上げたい。	C	建設管理課
83	II	3	②	ウ		●課職員の積極的な研修参加を促し、男女共同参画意識を高める。目標参加人数:6人(課の33%)	●今年度も台風による災害復旧等、業務多忙のため研修に参加することができなかった。(目標6人→実績0人/0%) ■次年度は課内供覧だけでなく積極的に声かけもして参加を促していく。	D	高梁事業・道路整備課
84	II	3	②	ウ		●課職員で相互に日常業務を補完できる体制を更に強化することに努め、積極的な研修への参加をより促すとともに、男女共同参画意識をより高めることを目指す。目標参加人数:2人(課内正職員)	●男女共同参画研修No.6、No.9に参加。目標参加人数2人の目標値を達成した。 ■今後も職員が計画的に研修を受けられるよう、日常業務の支援体制を強化していく。	A	会計課
85	II	3	②	ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	●職員の男女共同参画研修への参加を促すとともに、課内で研修内容を積極的に周知、情報を共有し、人権意識の向上を図る。研修参加目標人数9名中半数以上とする。目標参加人数:5人(課の)	●男女共同参画研修No.1に2名、No.6に1名、DV対策基本計画研修に1名参加。No.8とNo.10それぞれ1名参加予定。参加率約67% ■今後も積極的に研修に参加し、研修内容を課内で共有していく。	(A)	料金課
86	II	3	②	ウ		○男女共同参画研修(男女、DV、LGBT)等に、最低課員1~2人が参加する。また研修内容を共有し男女共同参画の意識向上を図る。目標参加人数:11人(65%)	●男女共同参画研修NO.4に1人参加(課の7%)。 ■周知方法が課内供覧のみであったため目標人数には達しなかった。また、災害対応業務が重なったこともあった。今後は、業務上支障のない範囲内で課員に参加を促す。	D	下水道整備課
87	II	3	②	ウ		●課員の積極的な男女共同参画研修参加を促すとともに研修内容を課全体で共有し、男女共同参画意識を高める。目標:3人(30%)	●日程が合わず、参加できなかった。 ■研修への参加を促すとともに、研修内容の共有を図っていく。	D	議会事務局総務課
88	II	3	②	ウ		●職員に対し研修に積極的に参加するよう促し、男女共同参画の意識向上を図る。目標参加人数:3人(課の60%)	●男女共同参画研修NO.1とNO.4に2名が参加済み。また、1名はNO.11に参加予定。課の参加率は、60%(予定含む)となる。 ■今後も引き続き、男女共同参画の意識向上のため、参加を促していく。	(A)	産業高校学務課
89	II	3	②	ウ		●課員の3分の1が市主催の男女共同参画研修を受講し、課内会議等で研修内容の報告・討議の場を持ち、課員の男女平等参画意識を向上させる。目標参加人数:2人(課の28.5%)	●実務担当者研修に1名出席した(課の11.1%)。男女共同参画研修NO.11に1名参加予定。 ■今後も積極的な参加を促進する。	(A)	スポーツ振興課
90	II	3	②	ウ		●男女共同参画フォーラムや女性センターで実施する講座を男女共同参画研修と位置づけ、市職員の積極的な参加を促す。	●男女共同参画研修:6/29、7/20、7/26、7/27、8/3、8/10、10/16、11/15、11/30、12/3(計10回実施、参加者210名(内男性113名)12月末現在) ■今後も引き続き積極的な参加を促していく。	A	人権・男女課

91	II	3	②	ウ	男女共同参画意識を高めるための職場研修の充実	●男女共同参画に関する主催講座、共催講座を職員研修として位置づける。	●男女共同参画の意識を高めるため、女性セクターの主催・共催講座のうち5講座8回については職員研修としても位置づけて実施した。●大人女子応援講座第一弾「人生を思いどおりにデザインするおかたづけ」・6/29「片づけde私のココロ改革～基本編～」(参加数55人、うち職員20人)・7/20「片づけde私のココロ改革～上級編～」(参加数27人、うち職員9人)●「生きづらさを抱える少女たち～目に見えない貧困と無関心社会～」・7/27「社会から孤立する少女たち～経済的・精神的貧困の現実～」(参加数37人、うち職員7人)・8/3「スマホ片手に漂流する少女たち～SNSの落とし穴～」(参加数33人、うち職員13人)・8/10「少女たちが必要とする居場所～自立に向けた支援とは～」(参加数24人、うち職員5名)●男女共生担当者研修「生きづらさを抱える少女たちへの支援」・8/3(参加数36人すべて教職員)●性はグラデーション～十人十色とわたし色～・11/30(参加数18人、うち職員9人)●イマドキ愛されリーダーのヒミツ～これで組織運営は上手くいく!～・12/3(参加数28人、うち職員3人)	A	女性セクター
92	II	3	③	ア	庁内体制の促進	●「岸和田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の職域拡大を引き続き推進する。	●女性職員の職域拡大を引き続き推進するよう「人事異動基本方針」にて明記。 ■今後も、能力・実績主義に基づき、積極的に管理・監督職へ女性職員の登	B	人事課
93	II	3	③	イ		●「岸和田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員を管理職に積極的に登用を図るよう「人事異動基本方針」で示す。	●女性職員を管理職に積極的に登用を図るよう「人事異動基本方針」にて明記。 ■今後も、能力・実績主義に基づき、積極的に管理・監督職へ女性職員の登用を進めることで、女性職員の職域拡大と能力活用を推進していく。	B	人事課
94	II	3	③	ウ		●「岸和田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」及び「岸和田市特定事業主行動計画」に基づき、育児休業の取得を引き続き促進する。	●育児休業取得状況(4/1-12/31):67人(うち、男性職員2名)●男性職員の配偶者出産休暇等取得状況(4/1-12/31):10人(平均取得日数3.6日) ■育児に関する休暇制度等の周知に努めていく。	B	人事課
95	II	3	③	エ		●管理職を対象に職場のセハラ防止研修を行うとともに、セハラ・ハハラ相談窓口を引き続き設ける。	●新任課長、新任担当長及び希望者を対象にハラスメント防止研修を実施。8/1、31名受講。●セハラ・ハハラ相談窓口については、弁護士による電話相談窓口を設置。	A	人事課
96	II	3	③	エ		●セクシュアル・ハラスメント防止のため、人権問題研修等、各種研修や庁内報などによる啓発を行う。	●「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター(内閣府作成)をハル展示で掲示して、セハラ防止を啓発した。 ■庁外のあるポスターを市役所の玄関に掲示することにより効果的な啓発が図れた。	B	人権・男女課
97	II	3	③	オ		●チラシの配布、パンフレットの掲示を依頼し、支援策等の情報提供を行う。	●チラシの配布、パンフレットの掲示を依頼し、支援策等の情報提供を行っている。 ■引き続き支援策等の情報提供を行うよう努める。	A	産業政策課
98	II	3	③	オ		●アルバイト職員等の採用に際しては本計画の理念に基づき、適材適所に女性職員を採用し活躍の分野を広げる様に働きかける。	●指定管理者のアルバイト職員採用数72名の内、女性を27名採用した。(女性構成比率38%) ■指定管理者への本計画の意識付けできているので、引き続き継続してい	B	水とみどり課
99	II	3	③	オ		●指定管理者との連絡会議などで討議の場を持ち、指定管理者職員全体の男女平等参画意識の向上を図るよう努める。	●指定管理者でのポスター掲示、チラシ設置なども積極的に受入れ、人権研修受講も予定されている。 ■指定管理者職員で独自に研修を行っており、市の研修も今後も案内してい	A	スポーツ振興課

### 【基本課題III】 男女がともに参画できる仕組みづくり

#### 1. 意思決定の場への女性の参画

100	III	1	①	ア		●今年度の有功者選定審議会について、昨年度同様に7名中3名(42%)の女性委員参画を維持する。	●度有功者選定審議会の女性構成比率42%(女性委員3人、全構成委員7名)と目標数値を達成した。 ■今後も引き続き現状の構成比率を維持していくよう努める。	A	秘書課
-----	-----	---	---	---	--	---	---	---	-----

101	Ⅲ	1	①	ア		●審議会等委員の任期更新時に女性委員の委嘱を検討し、女性参画率の向上に努める。(改選前比率33%)	●岸和田市個人情報保護審査会および情報公開審査会において、女性委員2名を委嘱している。(全委員6名 女性委員改選前比率33%) ■今後、委員の交代がある際には女性委員の登用を優先した人選を進める	B	広報広聴課
102	Ⅲ	1	①	ア		●公共施設マネジメント検討委員会の委員委嘱は10月までの任期であるが、今委員会の女性委員構成比率は28%にとどまっている。次回委員会の委員委嘱は未定であるが、選定時の女性委員構成比率目標を35%以上とし、女性委員の参画を促進す	●10月に任期満了となった委員7名のうち2名が女性であった。(構成比率28.6%)未改選。 ■専門性の担保により男女区別を設けるのは難しいが、参画促進に努めたい。	—	公共施設マネジメント課
103	Ⅲ	1	①	ア		●委嘱期間満了する岸和田市住居表示審議会の新委員の委嘱について、女性委員構成比率35%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(改選前比率33.3%)	●任期が平成31年2月7日のため、まだ、改選を行っていない ■次回改選時、女性委員構成比率が35%以上となるよう、女性の参画促進に努める。	—	市民課
104	Ⅲ	1	①	ア	審議会等委員の女性の参画	●岸和田市環境審議会の女性構成比率は現在30%である。今年度は改選の予定は無いが、解任等で新たに選任が必要になれば、引き続き女性の参画を促すよう努める。●岸和田市廃棄物減量等推進審議会の女性構成比率は現在35%である。今年度は改選の予定は無いが、解任等で新たに選任が必要になればこの比率が下がらないよう、引き続き女性の参画を促すよう努める。	●岸和田市環境審議会の女性構成比率は現在30%である。今年度は改選の予定は無い。 ■解任等で新たに選任が必要になれば、引き続き女性の参画を促すよう努める。 ●岸和田市廃棄物減量等推進審議会の女性構成比率は現在35%である。今年度は改選の予定は無い。 ■解任等で新たに選任が必要になればこの比率が下がらないよう、引き続き女性の参画を促すよう努める。	—	環境課
105	Ⅲ	1	①	ア		●民生委員推薦会の委員選出について、次回の改選時には女性委員が半数以上選出されるよう努める。(現在の女性構成比率 35.7% 14名中5名が女性委員)	●今年度は改選がなく、民生委員推薦会内の女性委員数に変更なし。(女性構成比率は35.7% 14名中5名が女性委員) ■次回の改選時には女性委員が半数以上選出されるよう努める。	—	生活福祉課
106	Ⅲ	1	①	ア		●岸和田市国民健康保険運営協議会の新委員の選任時に、女性委員構成比率35%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(改選前比率25%)	●改選後比率25%。 ■各団体からの委員推薦時に本計画の趣旨について説明したが、現状維持の結果であった。今後さらに丁寧な説明をするよう努める。	B	健康保険課
107	Ⅲ	1	①	ア		●委嘱期間満了する文化振興審議会の新委員の委嘱について、女性委員構成比率35%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(改選前比率61%)	●文化振興審議会女性委員構成比率46%(女性委員6名、全構成委員13名)と目標数値を達成した。 ■1/21で委嘱期間が満了し、平成31年度内に委員の改選を行う予定であるため、その際には引き続き女性の参画を促進するよう努める。	A	文化国際課
108	Ⅲ	1	①	ア		●委嘱予定の、岸和田市景観審議会の女性委員構成比率は35%以上を目標とし、女性の参画を促進する。(改選前比率35.7%)	●岸和田市景観審議会の女性構成比率29%(女性委員4名、全構成員数14名)と、目標を達成できなかった。 ■選出条件に該当する候補者が少ないことが、目標に達しなかった要因の一つであった。次回改選時において、専門的な見識を有する女性委員の参画が図れるよう引き続き情報収集に取り組む。	B	都市計画課
109	Ⅲ	1	①	ア		●委嘱予定の、岸和田市歴史的街並み保全基金運営委員会の女性委員構成比率は35%以上を目標とし、女性の参画を促進する。(改選前比率50%)	●岸和田市歴史的町並み保全基金運営委員会の女性構成比率50%(女性委員2名、全構成員数4名)と、目標数値を達成した。 ■本委員会の運営において、今後も女性委員の構成比率の維持できるよう取り組む。	A	都市計画課
110	Ⅲ	1	①	ア		●委嘱予定の岸和田市開発審査会の女性委員構成比率は、35%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(改選前比率28.6%)	●岸和田市開発審査会の女性構成比率28.6%(女性委員2人、全構成委員7人)と目標を達成できなかった。 ■平成32年度の次回委嘱では、委員選任の際前任の委員に女性委員候補を推薦していただく等、目標数値を達成できるように努める。	B	建設指導課
111	Ⅲ	1	①	ア		●岸和田市空家等対策協議会の委嘱がないため、来年度の委嘱に向け検討する。	●今年度委嘱なし。 ■委嘱について各団体へ委員選出の依頼をする際、積極的に女性委員の選出、参画をお願いする。	—	住宅政策課

112	Ⅲ	1	①	ア	●市が主宰する岸和田市地域公共交通協議会において、女性参画を促進する。(現比率0%)	●協議会委員の改選がなく、比率の変更なし ■協議会委員の改選に合わせ、協議会を構成する関係団体へ女性委員の選出を働きかける。	—	市街地整備課
113	Ⅲ	1	①	ア	●平成29年度に委嘱期間を満了した教育委員会評価委員会の委員の委嘱について、女性委員構成比率35%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(改選前比率25%)	●女性構成比率25.0%(女性委員1人、全構成員4人)で目標値を達成できなかった。 ■引き続き審議会における女性参画を促進する。	C	教育総務部総務課
114	Ⅲ	1	①	ア	○小中学校等規模及び配置適正化審議会の委員の委嘱について、女性委員構成比率35%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(9月委嘱予	●女性構成比率33.3%(女性委員3人、全構成員9人)で概ね目標値を達成した。 ■引き続き今度も審議会における女性参画を促進する。	B	教育総務部総務課
115	Ⅲ	1	①	ア	●生涯学習審議会や青少年問題協議会において、度に委嘱期間満了する新委員の委嘱について、女性構成比率35%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(改選前比率 生涯学習審議会22%、青少年問題協議会18%)	●これまでも生涯学習や青少年施策に関する審議会には、女性も参加している。今年度も引き続き女性が積極的に参加するよう促した。内訳として、青少年問題協議会は、17人中3人(18%)が女性委員。生涯学習審議会は、18人中4人(22%)が女性委員。 ■要因としては、団体からの選出は、団体長が多く、また団体長は男性であることが多いため。今後の方針は、各団体の長に女性を呼びかけていく。	C B	生涯学習課
116	Ⅲ	1	①	ア	○岸和田市文化財保護審議会において、委嘱期間満了する新委員の委嘱について、女性構成比率35%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。(改選前比率33%)	●2/28で委嘱期間満了のため、現時点では達成度は判断できない。 ■改選時は女性構成比率が35%以上になるよう目指す。	—	郷土文化室
117	Ⅲ	1	①	ア	●数値目標の達成に向け審議会等委員の女性の参画率の更なる向上が図られるよう、各課に働きかけを行う。●各課には引き続き、委員選任準備の段階で女性委員の登用を促し、選任状況報告書の提出を求める。数値目標未達成の場合はその理由や改善策を、目標達成の場合は留意した点などについての分析を求め、各課へ情報提供する。○男女共同参画推進審議会において、委嘱期間満了する新委員の委嘱について、女性構成比率40%以上を目標に選任し、女性の参画を促進する。○今年度設置予定の「人権尊重のまちづくり審議会」の委員委嘱については、女性委員構成比率が40%未満とならないよう、各団体に性別を割り当てて選任を依頼し、女性の参画を促進する。	●審議会委員の委嘱の予定のある課に対して、委員選任準備の段階で女性委員の登用を促し、選任状況報告書の提出を求めた。●第4期男女共同参画推進審議会において、新委員委嘱について50%と、女性構成比率40%以上を達成する予定。 ■数値目標未達成の場合はその理由や改善策を目標達成の場合は留意した点などについて分析を求めることにより、女性の参画率の向上を図った。今後引き続き、女性の参画の促進を図っていく。 ●「人権尊重のまちづくり審議会」の委員選任時は、各団体に性別を割り当てて依頼した。 ■女性の公募がなかったことや団体の事情もあり、女性委員の参画率は40%となった。(6人/15人)	(A)	人権・男女課
118	Ⅲ	1	①	イ	●女性委員ゼロの審議会の所管課に対し、選任状況報告書により改善を促すなどして、女性委員が選出されるよう働きかける。	●女性委員ゼロの6つの審議会は、今年度改選予定がなかった。 ■引き続き女性が選出されない理由をヒアリングして、改善を働きかける。	—	人権・男女課
119	Ⅲ	1	①	ウ	●審議会等の女性参画率を市ホームページ等で公表する。	●6月に市のホームページで公表した。 ■女性の政策決定への参画の促進を啓発することができた。	A	人権・男女課
120	Ⅲ	1	②	ア	●【Ⅱ-2-1-イ】参照 ●複数回の講座終了後には、受講生が登録グループとして活動できるよう助言や指導を実施し、人材育成に努める。○女性リーダー育成講座を開催し、地域コミュニティに積極的に参加できる人材育成に努める。	●「私の夢かなえよう!～起業を考えている女性のためのスタートアップセミナー～」の修了生が起業家の交流の場として、交流会や企画会議を開催する支援をし、来年度のグループ登録化をめざし活動を継続支援中。・交流会及び企画会議(延べ40人) ■グループ化が決まり、次年度以降は登録グループとして活動を継続しつつ新規入会者を引き続き募る。	A	女性センター

121	Ⅲ	1	②	イ	女性人材・リーダーの発掘・育成	<p>●新たにスポーツ推進委員協議会の委嘱年度になるため、スポーツ推進委員協議会の役員等、引き続き活躍してもらえるような女性委員を育てる協議会運営を行う。</p>	<p>●新たに委嘱されたスポーツ推進委員60名のうち女性委員12名(構成比率20%)でスポーツ推進委員協議会副会長のうち1名女性が選任された。以前委嘱されていた60名のうち女性は14名で副会長1名が女性であった。</p> <p>■引き続き女性委員が活用できるような協議会運営を行う。委嘱任期が2年であり、町会から推薦される役員のため、委嘱前の連合町会議に委嘱依頼時に声掛けする。</p>	B	スポーツ振興課
122	Ⅲ	1	②	イ		<p>●女性人材バンクを充実し、人材の活用に努める。</p>	<p>●女性人材バンクを整備して、登録者3名に審議会の委員公募など随時情報を提供した。</p> <p>■女性人材バンクの登録者が減少(7→3名)したため、ホームページや広報等で女性人材バンク登録制度の周知を図り、女性の人材の発掘に努める。</p>	C	人権・男女課

## 2. 家庭と仕事の両立支援

123	Ⅲ	2	①	ア	ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>○財政課は現在男性だけの職場環境であるが、子育てと仕事の両立を図っている職員も多い。しかし、業務繁忙期になると連日の超過勤務が発生する状況にあるため、業務の適正な分担及び効率的な業務遂行を図り、昨年度より超過勤務時間の削減を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進を啓発している。</p>	<p>●12月現在の超過勤務時間については、前年度と比較し、15時間の削減が図られた。</p> <p>■今後も業務の適正な分担及び効率的な業務遂行により、超過勤務時間の削減及びワーク・ライフ・バランスの推進を図っていく。</p>	A	財政課
124	Ⅲ	2	①	ア		<p>●ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努める。</p>	<p>●ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努めている。</p> <p>■今後も継続して周知及び啓発に努める。</p>	A	産業政策課
125	Ⅲ	2	①	ア		<p>○職員が育児や介護、及び仕事を両立できるように育児・介護休業取得率を高めるための啓発を行う。</p>	<p>●課内会議にて育児や介護休業について制度説明を行い、積極的に取得するようアプランスを行った。育児や介護休業を取得した職員は0%であったが、75%の職員が育児や介護のために有給休暇を取得した。</p> <p>■今後は職員がより育児や介護のための休業、及び有給休暇を取得できるよう啓発を行う。</p>	D	学校管理課
126	Ⅲ	2	①	ア		<p>○ワーク・ライフ・バランスについて話し合い、局内での認識を深める。</p>	<p>●ワーク・ライフ・バランスについて、実施計画作成時に局内に周知した。また、11月の局内会議において、上半期の業務の検証を行った際に、繁忙期の時間外勤務を削減するために、事務処理の見直しについて話し合った。</p> <p>■業務の情報を共有し、お互い協力し合える体制で実施できた。また、局内全体の時間外勤務時間は前年度より若干増加しているが、職員1人当たりでは月60時間を超える時間外勤務はなくなった。今後も局内で声かけをし、仕事と家庭のバランスが図れる職場づくりをしていく。</p>	A	監査事務局
127	Ⅲ	2	①	ア		<p>●ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を窓口等に設置するとともに、広報等で啓発を行う。</p>	<p>●6/23～29「男女共同参画週間」に関連してワーク・ライフ・バランスに関する記事を市のホームページに掲載した。●男女共同参画フォーラムで夫婦での子育ての意義などワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供した。</p> <p>■フォーラムでは、子育て世代の参加が前年より増加し(30～40代が47%→60%)、男女共同参画について考える機会を提供できた。</p>	A	人権・男女課
128	Ⅲ	2	①	イ	ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>●男女の区別なく、子供の行事・イベントへの参加や看護休暇の取得等ができるような環境作りをする。</p>	<p>●環境はよく、声を掛け合い、分担することで、仕事の効率化を図っている。緊急時でも、用事を優先しても、課内でサポートでき、有休を取得しやすい環境である。子の看護休暇は、取得者3人、取得日数は合計6日である(4～H31.1)。</p>	A	固定資産税課
129	Ⅲ	2	①	イ		<p>●職員が研修会等に参加して法制度の理解を深め、情報共有を図る。</p>	<p>●男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、ハラスメント防止の講義など、府主催の相談員向け研修に参加して法制度の理解に深め、情報共有を図っている。</p> <p>■引き続き法改正などを注視していく。</p>	A	産業政策課

130	Ⅲ	2	①	イ		●看護師をはじめ、その他スタッフを後方支援し、働きやすい環境づくりを推進する。	●職員の子を対象にした長期休暇中の学童保育を実施した。実施時間：7:30～19:00、対象：小学1年～4年、定員：10名、保育料：1回(1日)2,000円、利用実績：春休み1名・夏休み1名●職員の子を対象とした病児保育を実施した。利用実績(4月～11月)：件数：30件、利用率：18% ■診療に不可欠な医師をはじめ他のスタッフが病児保育を利用することにより診療に影響を及ぼすことがなかった。	A	経営管理課
131	Ⅲ	2	①	イ		●性別を問わず、家庭と仕事の両立ができるように課内全員の理解を高める。●性別を問わず、積極的に育児・看護休暇等を取得できるよう、育児に協力的な職場環境を整える。	●男女共同参画に関する資料は課内で必ず供覧し、職員全員へ情報提供した。 ■男女共同参画に対する理解を高めることができた。また、昨今のDV被害に関することについても、職員のほとんどが認識しており、男女平等の意識をさらに高めることができた。 ●多くの職員が性別を問わず、積極的に育児・看護休暇等を取得できるよう、お互いにフォローし合った。 ■12時点で育児休暇を取得している者が1名、出産補助休暇を取得した者が1名	B	上下水道局総務課
132	Ⅲ	2	①	イ	ワークライフバランスの推進	●市のホームページ等を利用して、育児・介護休業などの法制度の周知をはかるとともに、男女ともに利用しやすい環境整備に向け働きかけを行う。	●育児・介護休業法が掲載された大阪府作成のリーフレットを配架して啓発を図った。 ■引き続き市ホームページ等も利用して、法制度の周知を図っていく。	B	人権・男女課
133	Ⅲ	2	②	ア		●育児・介護休業法に関するパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努める。	●育児・介護休業法に関するパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努めている。	A	産業政策課
134	Ⅲ	2	②	ア		●男性職員の育児休業・介護休暇・子の看護のための休暇の取得率を高めるための啓発を行う。	●休暇を希望する職員はいなかった(対象者がいなかった)。 ■対象者が現れた場合には、休暇を促すとともに、休暇を希望しやすい雰囲気づくりを行う。	D	議会事務局総務課
135	Ⅲ	2	②	ア		●育児・介護休業などの法制度の周知と理解に向け、市のホームページ等を利用して、市民及び事業所向けに啓発を行う。	●大阪府作成の男女共同参画に関する冊子を商工会議所に送付して、市内の事業所への啓発に努めた。●事業所における男女共同参画に関する意識調査で育児休業・介護休業に関する質問を設け、結果を公表することで啓発を図る。	C	人権・男女課
136	Ⅲ	2	②	イ	男性の家庭生活への積極的な参画の促進	●市立公民館や地区公民館において、男性の家事・育児・介護などについての定期講座又は短期講座を行う。	●男性を対象とした講座を生活に直結する衣食住それぞれの視点から開催した。10/19 「おとな男子のためのライフスタイルUP アラカルト講座～おとな男子 ヨガ」定員15名 参加者10名 11/14 「おとな男子のためのライフスタイルUP アラカルト講座～おとなの差がつく コーディネート術」定員15名 参加者17名 12/13 「おとな男子のためのライフスタイルUP アラカルト講座～気分すっきり モノと思考の整理のヒント～」定員15名 参加者15名 12/15 「本当にウマイ肉の焼き方」定員16名 参加者16名 ■受講者のアンケートでは、実生活でも活かそうと考えているとの声が多数あった。男性を対象とした講座を引き続き実施していく。仲間づくりが順調に進めば、グループ化を目指していく。	A	生涯学習課
137	Ⅲ	2	②	イ		●大阪府立大学理系女子大学院生チーム「アイリス」と連携し、男性の育児参加支援事業を実施する。●【Ⅱ-2-1-1-ア】参照 ●【Ⅱ-2-1-1-イ】参照 ●【Ⅲ-1-2-2-ア】参照 ●男性による料理クラブ(2グループ)の活動支援を継続する。○ファザーリングジャパン関西と連携し、男性の育児参加支援講座を開催する。	●男性の育児参加支援事業として1講座を実施した。●子どもサイエンス・キャンパス・10/27「パパと一緒に科学で遊ぼう！～目のひみつを探ろう～」参加者：16人(うち男性11人)講師：大阪府立大学理系女子大学院生チームIRIS●ファザーリングジャパン関西との講座は開催できなかった。 ■保護者及び子どもを対象としたアンケートで満足度は、大変良かった88%、良かった12%という結果から今後もサイエンス・キャンパスを通じ育児参加支援を促進していく。	A	女性センター

### 3. 地域活動やボランティア、NPO活動への参画

138	Ⅲ	3	①	ア		●地域活動において男女共に参画するよう機会をとらえ働きかけるよう努める。	●地区市民協議会の活動では男女とも活動されている。 ■今後も引き続き維持できるように努める。	A	自治振興課
-----	---	---	---	---	--	--------------------------------------	---	---	-------

139	Ⅲ	3	①	ア	地域活動の促進	●地域活動(各種イベント・先進地視察等)において、女性が参画しやすい環境づくりに努める。	●イベント回数3回。参加者延べ88名の内、女性52名参加。 ■引き続き女性が参画しやすいイベント企画を心がけていく。	A	丘陵地区整備課
140	Ⅲ	3	①	ア	地域活動の促進	●女性委員が協議会運営において中心的存在となってもらい、各地域で女性がよりスポーツに親しめるような事業展開を行う。	●今年度スポーツ推進委員協議会役員のうち5名が女性となっており、昨年度より構成比率が増加した。(昨年度の役員は2名)また、実施した事業においても、参加者総数に占める女性の割合も増加している。今年度開催された8回の事業の内女性の参加が約50%となっている。 ■今後も女性が参加しやすい事業を開催していく。	A	スポーツ振興課
141	Ⅲ	3	①	イ	地域活動の促進	●町会等の団体において役員に女性が選出されるよう機会をとらえ働きかけるよう努める。	●役員を選出は町会等全体で行われており、女性の会長も選出されている。なお30年度の女性の会長の割合は約9%(176名中15名)であり、前年度の約7%(175名中13名)より増加している。 ■今後も引き続き機会をとらえ働きかけるよう努める。	A	自治振興課
142	Ⅲ	3	②	ア	ボランティア・NPO活動等の促進	●ボランティア・NPO等の市民活動についての情報提供や相談等の活動支援を引き続き積極的に行う。	●岸和田市のホームページ・市民活動団体紹介冊子「岸活」では市民活動団体を紹介している。また、「ぱっとみい」(岸和田市で開催される講座・イベントをひとめでわかるようにまとめた情報紙)を年4回発行している。また、福祉総合センター2階に設置している市民活動サポートセンターにて市民活動における情報提供や相談業務を実施している。 ■今後も引き続き情報紙を通じて市民活動を広報していくと共に、相談業務を通じて積極的に市民活動を促進していくように努める。	A	自治振興課
143	Ⅲ	3	②	ア	ボランティア・NPO活動等の促進	●社会教育関係団体(ボランティア団体)へ女性が積極的に参加できるよう促す。	●社会教育関係団体(ボランティア団体)へ積極的に参加できるよう促した。 ■団体が発行する広報誌を引続き配架し、周知に努めていく。	D	生涯学習課
144	Ⅲ	3	②	イ	ボランティア・NPO活動等の促進	●男女共同参画社会の実現を目指す団体に対して支援を行う。	●岸和田女性会議へ事業補助金を交付。 ■補助金事業に関する協議や男女共同参画に関する情報等を随時提供することで、団体との協働をはかることができた。	A	人権・男女課
145	Ⅲ	3	②	イ	ボランティア・NPO活動等の促進	●男女共同参画の実現をめざす市民団体やグループに、活動の場を提供し、活動を支援する。 ●主催講座受講者に登録グループとして活動することを勧め、その活動支援をする。	●男女共同参画社会の実現をめざし活動するグループ・団体に対し、女性センターの部屋を確保し活動の支援を行った。●登録グループと女性センターとの共催講座については、企画の準備、資料提供等の支援を行った。●【Ⅲ-1-2-ア】参照●【Ⅱ-2-1-イ】参照 ■今年度は2グループとの共催講座を2本開催し、グループの活動を支援できた。	A	女性センター

#### 4. 男女共同参画の視点からの子育て支援・介護支援の充実

146	Ⅲ	4	①	ア	子育て支援体制の充実	●子ども・子育て支援事業計画を推進する。	●計画に基づき、子ども・子育て会議を2回開催し、計画の推進、事業の実施を行った。 ■今後も引き続き計画の推進、事業の実施を行う。	A	子育て支援課
147	Ⅲ	4	①	ア	子育て支援体制の充実	●定員枠の弾力化をはかることによって、待機児童の解消を図る。また、民間保育園および民間認定こども園において、分園の設置や小規模保育事業を行い、保育の量の拡大を行う。●一時預かり事業や病児・病後児保育事業を継続して行い、男女がともに就労しやすい環境をつくる。	●①民間保育園・認定こども園において定員枠の弾力化を実施。②公立保育所においても、円滑化及び1歳児定員の暫定的な増加に取り組んでいる。③小規模保育事業所(民間)を1施設増やし、0~2歳児待機児童のさらなる解消を図っている。●①桜台保育所・やまだ保育園で継続して一時預かり事業を行っている。②今年度から公立保育所での緊急一時預かりの要件を緩和して利用できる日数を15日に増やした。 ■待機児童のさらなる解消を図っていく。また、今後も引き続き一時預かり、緊急一時預かり事業を実施、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援に取り組んでいく。	B	子育て施設課
148	Ⅲ	4	①	イ	子育て支援体制の充実	●放課後児童健全育成事業(フットホーム)に係る市民ニーズをもとに、充実を図る。	●子ども・子育て支援事業計画に基づき、夏期フットホームの増設(城内、常盤)を行い、待機児童解消を図った。 ■今後も引き続き、市民ニーズをもとに事業の充実を図る。	B	子育て支援課



149	Ⅲ	4	①	イ	<p>●地域子育て支援事業の一環として市内の公民館等において「親子であそぼう！」などを行い、「季節のうたや製作」「手あそび」「リズム」「おはなし」などテーマ別に遊びを紹介している。お母さんだけでなく、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんも参加可能とし、遊びを通してみんなで保育を学べる場・子育ての情報交換や相談ができる場を提供する。</p>	<p>●地域子育て支援事業の一環として、光陽地区公民館(偶数月開催)と東岸和田市民センターおよび八木市民センター(月1回開催)において、「親子であそぼう！」を開催しており、お母さんだけでなく、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんも参加でき、遊びを通してみんなで保育を学べる取り組みを行っている。</p> <p>■引き続き子育ての保育を学べる場・子育ての情報交換や相談の場を提供し、子育て支援を行っていく。</p>	B	子育て施設課
150	Ⅲ	4	①	イ	<p>●院内保育所の周知及び利用促進を図る。</p>	<p>●職員募集の際(合同説明会・パンフレット等)に、院内保育所の設置があることを紹介したほか、院内でも保育所の様子を掲示する等して周知に努めた。月極利用者：25名、一時利用者：7名(11実績)</p> <p>■院内保育所の運営により、育休後の復職がスムーズになった。また複数の職種で臨時職員も確保できている。</p>	A	経営管理課
151	Ⅲ	4	①	ウ	<p>●公民館 1家庭教育学級(すまいる・にこにこ) 幼児の保護者対象の「すまいる」、年長児と小学生の保護者対象の「にこにこ」を主催し、子育て環境の充実を図る。2定期講座では、子どもを対象とした「子ども書道」、親子を対象とした「親子体操(前期・後期)」を開催する。</p>	<p>●①家庭教育学級(すまいる)では、5/25、6/1の2回テーマで「前向き子育てプログラム」(参加者計16名)、7/6「子供の救急AED」(参加者8名)をテーマに学習会を実施。家庭教育学級(にこにこ)では、5/22「防災を意識した調理実習」(参加者16名)、6/12「子どもの学校生活について知る(参加者19名)、11/27「心とからだ 親子の接し方(性教育)」(参加者14名)をテーマに学習会を実施。また、②学級合同で2/5に「母親タイプ別の子育て」をテーマに学習会を実施予定2定期講座では、子どもを対象とした「子ども書道」、親子を対象とした「親子体操(前期・後期)」を実施③短期講座では、8/22におじかくらぶによる子供向け人形劇「麻福田丸(まふくだまる)」(参加者38名)を実施④毎月第1・第3水曜日(10:00~12:00)に未就学児とその保護者を対象に「山直キッズルーム」を開設し、子育て中の親子の居場所を提供している。</p> <p>■家庭教育学級では、子育てに関連したテーマを多く取り上げたので、講座の出席率が高く、学級生は熱心に取り組んでいた。現在のところ学級生が減る傾向にあるため、今後も山直キッズルームと連携したり、チラシを配布するなどして、より積極的に学級生を確保すべく努める。定期講座の親子体操、子ども書道は毎回盛況だが、短期講座は例年に比べて子どもの参加が少なかったため、来年度はより集客できるよう工夫に努める。</p>	B	山直市民センター
152	Ⅲ	4	①	ウ	<p>●子育て支援に関する事業や講座、親子を対象とした講座等を企画し、親子関係の絆を深めるとともに、子育てに関する相談・情報交換の場を提供し、子育て支援の啓発を図る。</p>	<p>●家族対象事業「はるきキッズルーム」7thハイパーを配置し育児相談に応じている。92回開催 1,210名参加「親子講座」定期講座〔からだを使ってあそぼう〕8回開催、161名参加。単発講座〔ハロウィン親子講座〕24名参加。●子育て支援講座定期講座〔子ども書道〕8回開催、115名参加。〔はるき子どもカレッジ〕22回開催、577名参加。〔一人でもできるお菓子づくり〕9回開催、175名参加。単発講座〔夏休みの思い出新聞を作ろう〕19名参加。</p> <p>■親子を対象とした講座や子育て支援講座は関心が高く、応募も多いことから次年度も継続して開催する。</p>	A	春木市民センター

子育て支援体制の充実

153	Ⅲ	4	①	ウ	<p>●子育て支援をしている地域の団体(子育てサロンかるがも)のPRポスター・掲示・チラシ配架等を行う。</p> <p>●未就園児とその保護者を対象に保育室の開放(やぎキッズルーム)を年40回実施予定。●公民館で子どもやその保護者を対象にした講座を開催する。●八木市民センター主催だけでなく、子育てサロンかるがもや子育て支援センターさくらだい、八木図書館主催のものも含め、八木市民センターで行われる子ども向け及び親子で参加できる事業の一覧を作成する。各公民館や保健センター、それぞれの事業の参加者に配布し、参加者の増加につなげる。</p>	<p>●子育て支援をしている地域の団体(子育てサロンかるがも)のPRポスター・掲示・チラシ等を用意し、わかりやすく掲示及び配架し、ホームページでも紹介している。</p> <p>■引き続き実施予定。</p> <p>●未就学児とその保護者を対象に保育室の開放(やぎキッズルーム)を年40回実施予定。12月までに29回実施し、延べ650人の利用があった。</p> <p>■「天候が悪くても遊ばせられる」、「友達ができた」などの意見があり好評であるため、引き続き実施予定。</p> <p>●公民館で子どもやその保護者を対象にした講座を開催する。</p> <p>■1月に「元保育士によるベビーマッサージ講座」を開催予定。</p> <p>●八木市民センター主催だけでなく、子育てサロンかるがもや子育て支援センターさくらだい、八木図書館主催のものも含め、八木市民センターで行われる子ども向け及び親子で参加できる事業の一覧を作成し、各公民館や保健センター、それぞれの事業の参加者に配布した。</p> <p>■一覧を見て別の事業に参加されるきっかけにもなっているため、引き続き実施予定。</p>	A	八木市民センター
154	Ⅲ	4	①	ウ	<p>●家庭教育学級のひだまり家庭教育学級(中高生を持つ保護者対象)・ときわ家庭教育学級(幼児小学生対象)やキッズルームを開設し、また子育てサロン(ぷちまま・ベビーさくらんぼ・さくらんぼ)の活動を支援、子育て支援の充実を図る。○ひだまり家庭教育学級では、「愛着障害」に関して、ときわ家庭教育学級では、「ギャングエイジ」に関しての公開講座を開催し啓発に努める。</p>	<p>●ときわ家庭教育学級は、22回開催予定(内運営11回含)で、ひだまり家庭教育学級は、16回開催予定(内運営8回含)です。「ときわキッズルーム」は、24回開催予定です。また、子育てサロンの「ベビーさくらんぼ」(未歩行の乳児と保護者を対象)、「さくらんぼ」(0歳～3歳までの乳幼児と保護者を対象)や「ぷちまま」(妊婦対象)の開催場所を提供した。●子供を対象とした定期講座(書道、親子でWAO、学びの教室、茶道教室、華道教室)、および夏休み期間の「ジュニアサマースクール」を開催し、子育て支援を行った。●ひだまり家庭教育学級では、「愛着障害って知っていますか?」(6/28開催)、ときわ家庭教育学級では、「ギャングエイジの処方箋」(11/20開催)の公開講座を開催した。</p>	A	桜台市民センター
155	Ⅲ	4	①	ウ	<p>●ファミリーサポートセンターにおいて子育てを地域で相互援助していくことを継続。障がいのある児童の放課後や休業日のサービス提供のため、放課後等サービス案内を継続。</p>	<p>●ファミリーサポートセンターにおいて、依頼会員と協力会員との間を取り持ち、地域で子育てを相互援助することを継続して行っている。障害のある児童への支援・療育の提供のため、放課後等サービスをはじめ、障害児通所支援・障害児相談支援の案内を継続実施。</p> <p>■今後も引き続き、ファミリーサポートセンターにおいて子育ての相互援助、放課後等サービス案内を実施する。</p>	A	子育て支援課
156	Ⅲ	4	①	ウ	<p>●地域子育て支援事業(子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、親子で安心して遊び、交流する場所の提供など)を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。</p>	<p>●保育士が地域の子育て家庭に対する育児支援を行っている。①保育士による育児不安等に対する日常的な相談指導。②出前講座(子育て支援センターさくらだい職員や保育所保育士が担当)などによる子育てサークル等への支援25件、③子育てサロン及びひろば(子育て支援センターさくらだい職員が担当)の回数281件・④園庭開放(保育所保育士が担当)利用者数(子ども数)3,560組のべ7,402人。⑤赤ちゃんルーム(保育所保育士が担当)利用者数(子ども数)1,134組のべ2,281人。⑥公園保育(保育所保育士が担当)利用者数(子ども数)548組のべ1,099人。</p> <p>■引き続き地域子育て支援事業を実施し、子育て家庭への育児支援を行って</p>	B	子育て施設課
157	Ⅲ	4	①	ウ	<p>●子育てサークルなどの活動の充実を促す。</p>	<p>●市立公民館及び拠点館(5市民センター)でキッズルームを実施した。</p> <p>■引き続き、気軽に子育て世代の方が集える居場所として実施する。</p>	A	生涯学習課

子育て支援体制の充実

158	Ⅲ	4	①	ウ	○自然資料館で、未就学児とその保護者を対象とした事業「はじめましての自然資料館」をはじめとする、親子を対象とした自然観察会や室内実習を行うことにより、子育て支援の充実を図る。また、小学生以上が対象の室内事業の一部で乳幼児むけの保育サービスを行うことで、より多くの親子が参加できるよう支援する。	●「はじめましての自然資料館」は、4月から6回開催し、96名が参加、乳幼児むけ保育サービスは6名の利用があった。 ■「はじめましての自然資料館」および乳幼児むけの保育サービスは、これまでの自然資料館事業(小学生以上が対象)に参加できなかった未就学児とその保護者に好評であった。今後も継続する。	A	郷土文化室
159	Ⅲ	4	①	エ	●家庭児童相談担当において相談業務を実施し、各機関と連携を行い児童虐待防止体制の強化を図る。	●家庭児童相談担当において、市民相談や各機関相談を受けるとともに、関係機関連携を行い児童虐待防止の取り組みを継続。特定妊婦への支援を継続。実務者会議(特定妊婦を含む)を21回開催し、対象児童・特定妊婦の状況確認等を実施。 ■機関連携し情報共有することで、各機関の役割に応じた育児支援を行うことが出来た。現状の取り組みを継続し、育児支援、児童虐待防止のための支援	A	子育て給付課
160	Ⅲ	4	②	ア	●高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センター等と連携して介護予防・日常生活支援の体制作りを推進する。○また独居や高齢者のみの世帯の増加及び介護離職防止のための支援を充実させるよう、必要なサービスの整備を推進する。	●介護予防・日常生活支援の体制作りの推進・地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーター会議を3回開催し、介護予防・日常生活支援の体制作りを協議した。・生活援助サービス従事者研修会は年3回開催予定で、12月末現在2回開催し、139人が研修終了した。日常生活支援の新たな担い手を育成した(女性割合88%)。・シルバー人材センターに委託し、訪問型サービスA-2を提供することで、新たな担い手によるサービス提供を行った。 ■引き続き、新たな担い手の育成に努め、介護予防・日常生活支援の体制作りを推進する。 ●小規模多機能型居宅介護(2カ所)と広域型特別養護老人ホーム整備(50床)の公募を実施。広域型特別養護老人ホームは事業者を選定。小規模多機能型居宅介護は応募がなかった。 ■広域型特別養護老人ホームは平成32年度に都市中核地域へ開所予定。小規模多機能型居宅介護は平成31年度再公募予定。	A	介護保険課
161	Ⅲ	4	②	ア	介護・看護の支援体制の充実 ●生涯学習課や公民館が実施する出前講座に講師を派遣して、介護保険の制度や運営状況の周知や介護予防の啓発を図ることにより、介護保険サービスの円滑な利用と介護予防を促進する。 派遣予定回数 10回 延べ 500人 ※看護小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及促進に努め、在宅での生活を援助する。	●出前講座等介護講演会の充実・民生委員や地区市民協議会、地域のサロ等へ積極的に赴き、介護予防や日常生活支援に関する出前講座を30回(1400人)の開催予定で、12月末現在21回行い、合計約990人の参加があった。(女性割合約8割)・らくらく介護教室を2カ所にて開催し、述べ104人の参加があった。(女性割合約8割) ■市民の方に介護保険、介護予防に関する認識を深めてもらうことができた。今後も継続し、よりたくさんの方に知ってもらえるよう努める。 ●介護予防の啓発・促進・運動・口腔・栄養・認知症予防の内容からなる「フレッシュらいふ教室」を6カ所の開催予定で、12月末現在、5カ所終了し、延べ324人の参加があった。(女性割合約8割)・社会福祉法人に委託し、介護予防・健康づくり教室15カ所、自主活動継続サロート事業30カ所を予定している。12月末現在、介護予防・健康づくり教室5カ所、自主活動継続サロート事業2カ所を実施した。また、いきいき百歳体操支援を12月末現在で113カ所で行った(女性割合約8割) ■市民の方に介護予防に関する認識を深めてもらうことができ、今後も継続して介護予防の啓発・促進に努めていく。 ●看護小規模多機能型居宅介護の事業の整備 H29.9事業開始	A	介護保険課

162	Ⅲ	4	②	イ		<p>「岸和田市障害者計画・障害福祉計画の推進を図る」</p> <p>●継続して計画上の「重症心身障害者の地域生活支援」として、医療的ケアの必要な障害者(児)の介護者の負担軽減のため、福祉・医療的支援(重度障害者訪問看護利用料助成事業)を進める。●医療的ケアの必要な障害者(児)の日中活動の場を提供し、対象となる障害者(児)の社会参加の機会及び介護者の負担軽減のため、重症心身障害者等支援事業を実施していく。</p>	<p>●福祉・医療的支援(重度障害者訪問看護利用料助成事業):居宅において療養が必要な重度障害者(児)で、健康保険法に基づく指定訪問看護ステーション等を利用する際に必要な医療費の一部を助成。4月には大阪府福祉医療費助成制度の改正があり、医療証による助成を受けられ、償還手続きが不要になった。4月から10月までの診療分の助成額は6,934,974円となっている。</p> <p>■利用者、助成額が増大している。今後も制度について案内していく。</p> <p>●重症心身障害者等支援事業:2事業所に看護師1名ずつを配置し、重症心身障害者等が医療的ケアを受けながら日中、活動することができる場を確保した。なお、委託料として看護師2名の人件費を年間計5,810,180円支出する見込み。</p> <p>■看護師を配置することにより、医療的ケアの必要な障害者の受け入れが開始できている。しかし、看護師の職場定着が難しく、配置実績に伴う人件費支払いは昨年度より減額になる予定。今後、安定した配置ができるよう事業</p>	B	障害者支援課
163	Ⅲ	4	②	ウ	介護・看護の支援体制の充実	<p>●介護サービスの質の向上を図り、介護保険事業の円滑な運営のため、介護相談員派遣事業を実施する。・相談員16名体制(男女各8名)・相談員が介護老人福祉施設、介護老人保健施設、デイサービスセンター、認知症グループホーム等に訪問し、サービス利用者の相談に応じる。また、介護サービスの現状を把握するとともに、施設の管理者等との意見交換を行い、施設に対してサービス提供に関する提案を行う。</p>	<p>●介護相談員派遣事業・16名(男女各8名)体制で実施・訪問施設数 20カ所・延べ訪問回数:288回・連絡会開催数:6回・介護相談員交流会:羽曳野市(11/29)</p> <p>■介護相談員の知識をより深めることができた。今後も情報交換の機会等を設けるなど介護相談員のより一層の資質向上に努めていく。</p>	A	介護保険課
164	Ⅲ	4	②	エ		<p>●「高齢者虐待を防止する体制を強化する。」地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待の相談・通報件数が多い居宅介護支援事業所や訪問介護事業所に対して、高齢者虐待防止研修を開催する。また、市民に向けて高齢者虐待防止についての講座を開催し、周知啓発を図る。</p>	<p>●高齢者虐待通報対応件数:45件 介護事業者向け高齢者虐待防止研修:3件 市民向け高齢者虐待防止研修:0件</p> <p>■今年度はまだ市民向けの講座が開催できていないため、早期に調整を図る。</p>	B	福祉政策課

## 5. 防災・環境問題へのかかわり

165	Ⅲ	5	①	ア		<p>●防災福祉コミュニティ等が実施する地域における各種防災訓練に女性が積極的に参加するよう促進する。</p>	<p>●地域における防災訓練実施回数…42回(予定含む) 延べ参加人数…6,251人 ※女性の参加者数は不明、把握は困難</p> <p>■地域全体の防災意識向上のため、今後も継続して進めていく。</p>	A	危機管理課
166	Ⅲ	5	①	ア		<p>●消防本部では、現在5名の女性消防吏員が勤務し、うち救急隊員として2名が当直勤務に就いている。また災害対応時には被災者等に対し、男女共同参画の視点でのきめ細かい対応を実施することで更なる市民サービスを図る。</p>	<p>●女性消防吏員5名が、経理厚生担当、救急隊員として男女の隔たりなしに業務に就いている。災害対応については、被災者に寄り添う接遇を重要視し、災害活動に対しては患者搬送時に使用する担架には荷重を手だけでなく、身体全体で支えることのできる担架補助用器具(スクーパー)を取り入れ体格差を補うなど、資機材の効率化を図る。</p> <p>■見過ごされがちな女性の視点を災害対応に活かすことができた。</p>	A	消防本部総務課
167	Ⅲ	5	①	イ		<p>●防災出前講座、市民ぼうさいまちづくり学校の開催等により、防災活動に取り組む女性の人材育成を支援する。</p>	<p>●「市民ぼうさいまちづくり学校」女性受講者…全26名中7名(予定) ●女性主体団体からの依頼による講座開催回数…全32回中3回(予定含む)</p> <p>■女性参加者の増加に努め、今後も継続して進めていく。</p>	A	危機管理課

168	Ⅲ	5	①	イ	防災の分野における男女共同参画の促進	<p>●市民に対する防火防災の普及啓発を推進するため、「婦人防火クラブ」を支援している。クラブ員に対しては、防火防災に関する各種研修会、講習会に派遣し育成していく。また、本市の防災訓練や、大阪府防火クラブ大会等にも積極的に参画し、防火防災に対する意識の高揚を促進していく。</p>	<p>●【婦人防火クラブの活動実績】 4/11大阪府婦人防火クラブ連絡協議会第1回ブロック代表者会議/4/27岸和田市婦人防火クラブ第1回役員会及び総会/5/23大阪府婦人防火クラブ第2回ブロック代表者会議・同日連絡協議会役員総会/5/24岸和田市予防協会定期総会/6/1総合防災訓練/7/1・7/2火災予防協会研修会/7/4大阪府婦人防火クラブ連絡協議会代表者研修会/8/23岸和田市婦人防火クラブ第2回役員会/8月26日市民活動ステーション/9/5大阪府婦人防火クラブ連絡協議会第3回ブロック代表者会議/防火・防災研修「防災クッキング」/10/10大阪府婦人防火クラブ連絡協議会第4回ブロック代表者会議・同日連絡協議会役員会/11/9大阪府婦人防火クラブ連絡協議会南ブロック研修会/11/12・11/13近畿ブロック婦人防火クラブ幹部研修会/12/5大阪府婦人防火クラブ連絡協議会指導者研修会/1/6消防出初め式/1/9大阪府婦人防火クラブ連絡協議会代表者交流会 【予定】1/12岸和田レスキュー戦隊カニバル/1/20・1/27市民防災まちづくり学校/1/22大阪府防火クラブ大会/3月上旬春季火災予防運動キャンペーン/3月岸和田市婦人防火クラブ役員会 ■市民の方々に火災予防に関しての認識を深めてもらうことができた。引き続き男女ともに多くの市民への火災予防啓発の強化を継続し、防災分野において改選はしたが、昨年度に引き続き役員16名のうち女性役員2名(女性比率12.5%)となった。 ■各団体へ委員推薦を依頼する際には、条例や計画の趣旨や目標について資料等も活用しながら積極的に説明して女性の参画を促し、引き続き構成比率が上がるよう努める。</p>	A	消防本部総務課
169	Ⅲ	5	②	ア	環境の分野における男女共同参画の促進	<p>●まちを美しくする市民運動推進協議会における女性役員の構成比率が上がるよう要請する。</p>	<p>●改選した結果、推進員348名のうち女性推進員62名(女性比率17.8%)となり、比率は前年度16.7%よりやや高くなったものの目標にはまだまだ至らない。地区別研修会の参加143名のうち女性参加者33名(女性比率23.1%。前年度は26.6%) ■次回以降に各町会等へ委員推薦を依頼する際には、条例や計画の趣旨や目標について資料等も活用しながら積極的に説明して女性の参画を促し、引き</p>	C	環境課
170	Ⅲ	5	②	イ	環境の分野における男女共同参画の促進	<p>●廃棄物減量等推進員に関して、町会からの推薦の際には積極的に女性を推薦していただくよう校区長会議等において働きかける。●当該推進員の地区別研修会及びごみ減量関連施設視察研修会の際には女性推進員の参加を促すよう努める。</p>	<p>●改選した結果、推進員348名のうち女性推進員62名(女性比率17.8%)となり、比率は前年度16.7%よりやや高くなったものの目標にはまだまだ至らない。地区別研修会の参加143名のうち女性参加者33名(女性比率23.1%。前年度は26.6%) ■次回以降に各町会等へ委員推薦を依頼する際には、条例や計画の趣旨や目標について資料等も活用しながら積極的に説明して女性の参画を促し、引き</p>	C	環境課

171 6. 国際社会への貢献

172	Ⅲ	6	①	ア	平和への取り組み	<p>●平和を願い、平和の尊さが重要視されている意味を広く市民に伝える。(資料展・巡回パル展の開催、子ども平和映画会の開催、平和バス事業の実施等)</p>	<p>●子ども平和映画会 上映作品「この世界の片隅に」参加者:758名●巡回平和パル展 テーマ:「難民パネル～紛争のない世界を求めて～」・6/6(水)～6/12(火):山直市民センター・6/13(水)～6/19(火):春木市民センター・6/20(水)～6/26(火):桜台市民センター・6/27(水)～7/3(火):市役所新玄関・7/4(水)～7/10(火):八木市民センター・7/11(水)～7/17(火):東岸和田市民センター●第29回被爆地・ヒロシマへの平和バス(7/22～7/23)参加者40名●第31回非核平和資料展(8/1～8/5)自泉会館、来館者883名。特攻隊員に関するパル、原爆に関するパル、ICANのパル、平和バスの活動報告、戦時中の現物資料、本市小中学生の平和学習に関する作品、アニメ映画上映、土生中学校合唱部による合唱、「サルビア」による朗読劇、上谷 昭夫氏による講演●インターネット会議システムを利用した被爆体験講話受講等の平和学習事業(小学校5校にて開催)受講総人数:約359名 ■引き続き上記の事業を維持することで、平和の尊さや大切さを市民に広く伝えたいと考えます。</p>	A	自治振興課
-----	---	---	---	---	----------	---	--	---	-------

173	Ⅲ	6	②	ア	外国人にとって 住みやすいまち づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当課の相談窓口は広く市民を対象としており、市内在住であれば国籍に関わらず対応している。外国籍であるがための問題を抱えている場合には、専門の相談窓口等を適切に紹介できるような情報の収集に努める。また、本市のガイドブックとして、日本語版だけでなく、英語版などを用意しており、市民に限らず、本市を訪れる外国人にも情報提供に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当課の相談窓口では、広く市民を対象としており、市内在住であれば国籍に関わらず対応しているが、外国籍の方特有の問題を抱えている場合には、専門の相談窓口等を適切に紹介できるような情報の収集に努めた(随時実施)。</li> <li>●本市のガイドブックとして、日本語版だけでなく、英語版を用意し、市民に限らず本市を訪れる外国人にも情報を提供した(随時実施)。</li> <li>■今後も継続して、情報提供に努める。</li> </ul>	B	広報広聴課
174	Ⅲ	6	②	ア		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民又は各課から通訳等の相談があれば、ケースにもよるが関係機関に依頼するなどして、対応に努めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●岸和田市国際親善協会が対応・通訳依頼2件(2か国語)を派遣・翻訳依頼2件(1か国語)を対応</li> <li>■岸和田市国際親善協会の活動(通訳派遣依頼への対応活動)を支援している</li> </ul>	A	文化国際課
175	Ⅲ	6	②	イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●岸和田市国際親善協会による日本語サロンの実施(週5回/4施設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●岸和田高校の留学生に日本語指導2日間/和泉高校の留学生に日本語指導(9月~12月/週1回)/Mixed Roots(外国にルーツをもつ親子を対象とした居場所づくり)外国人45人、ボランティア745人/日本語サロンは左記のとおり実施(外国人利用者99人)</li> </ul>	A	文化国際課	
176	Ⅲ	6	②	イ	外国人にとって 住みやすいまち づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導員を派遣するなどして、充実した学校生活を送れるよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本語指導が必要な児童生徒42名に対し、定期的に指導員を派遣し、充実した学校生活を送れるよう支援した。</li> <li>■今後も日本語指導が必要な児童生徒が増えていくと思われる。</li> </ul>	B	人権教育課
177	Ⅲ	6	②	ウ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●岸和田市国際親善協会が実施している、外国人と市民の相互理解を深める交流イベントを支援する。岸和田市国際親善協会による「地球どっぷり」「異文化理解講座」「だんじりインフォメーションセンターの設置」など交流イベントの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●岸和田市国際親善協会による交流会等を実施・地球どっぷり 参加者72人・だんじりインフォメーションセンター 外国人249人、ボランティア735人(2日間計)・異文化理解講座(1回) 参加者20人</li> <li>■岸和田市国際親善協会の活動(交流イベント実施活動)を支援していく。</li> </ul>	A	文化国際課
178	Ⅲ	6	③	ア	国際理解、国際 交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国や府などの研修や情報提供から、世界における男女共同参画に向けた取り組みに関する情報を収集し、提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ギンダ-ギャップ指数に関する情報を男女共同参画フォーラムのプログラムに掲載した。</li> <li>■世界から見た日本の男女格差が大きい現状を情報提供することができた。</li> </ul>	A	人権・男女課
179	Ⅲ	6	③	ア		<ul style="list-style-type: none"> <li>●【Ⅱ-2-2-1イ】参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【Ⅱ-2-2-1イ】参照●登録グループと共催で地域の外国人との交流にかかわる講座はできなかった。</li> <li>■外国人居住者の増加を踏まえて、検討していきたい。</li> </ul>	B	女性センター

## 【基本課題Ⅳ】 労働分野における男女共同参画の仕組みづくり

### 1. 性別に関わらず個性を発揮できる職業意識の醸成

180	Ⅳ	1	①	ア	職業意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもたちが性別にとらわれず、さまざまな職業を選択することができるよう、小中学校を中心としたキャリア教育を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各中学校区において作成した、校種を連携した系統あるキャリア教育の指導計画について、効果検証(キャリア教育の推進と評価について)を行い、改善を行った。</li> <li>■それぞれの学校園での取り組みを、校区で共有し、体験や交流、アンケートなどが実施された。</li> </ul>	A	人権教育課
181	Ⅳ	1	①	イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規学卒者及び中途採用希望者への企業説明会を行い、自己のキャリアや職業選択について考えるきっかけ作りの場を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●8/3に企業説明会を浪切ホールで開催した。29社参加、35人(うち、女性は6人)が来場した。</li> <li>■地元志向の求職者は多く、企業とのマッチングの場を提供するため、来年度も開催の方向で検討する。</li> <li>●2/15に浪切ホールで、一般求職者・新卒者向けの岸和田・貝塚合同就職面接会を開催予定。</li> <li>■求職者と企業のマッチングを図ることで市内に活気をもたらす一助とする。</li> </ul>	A	産業政策課
182	Ⅳ	1	①	イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市のホームページ等を利用して、職業選択について考えられるよう啓発を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●■【Ⅳ-1-1-ウ】参照</li> </ul>	C	人権・男女課

183	IV	1	①	ウ	<p>●就職を希望する市内在住・在学の高校生を対象にした就職ガイダンスを開催し、若年層に対して職業意識を醸成する。●ハローワークを中心とした関連機関からのパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努める。</p>	<p>●9/3に就職ガイダンスを開催し、93人が参加した。 ■社会経験の少ない高校生が希望する仕事に就き、自己実現を図るの一助となるよう来年度も引き続き開催する。 ●ハローワークを中心とした関連機関からのパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努めている。 ■今後も継続して周知及び啓発に努め、若年者や若年者のことで来所した相談者に積極的に紹介する。</p>	A	産業政策課
184	IV	1	①	ウ	<p>●性別にとらわれない職業選択ができるよう情報・資料を収集し、市のホームページ等を利用して提供する。</p>	<p>●市のホームページで女性活躍推進法と内閣府の「見える化」サイトについて周知した。 ■引き続き市ホームページ等を利用して、情報提供に努める。</p>	B	人権・男女課

## 2. 多様な働き方に対応できる仕組みづくり

185	IV	2	①	ア	就労に関わる法制度の周知・啓発・相談体制の充実	<p>●労働局等、関連機関からのパンフレット等を活用し、法律・制度の周知を図る。</p>	<p>●労働局等、関連機関からのパンフレット等を活用し、法律・制度の周知を図っている。 ■今後も継続して法律・制度の周知に努める。</p>	A	産業政策課
186	IV	2	①	ア		<p>●講演会等において、就労に関わる法律・制度の周知や啓発を行う。</p>	<p>●■【IV-1-1-ウ】参照</p>	C	人権・男女課
187	IV	2	①	イ	<p>●職員及び社会保険労務士による各種相談を行うほか、必要に応じて外部専門機関を紹介する。</p>	<p>●職員による電話又は面談による相談件数は37件、社労士による相談件数は4件である。法的専門性の高い相談については、弁護士相談を案内している。 ■市内勤労者の就業及び権利擁護のため、引き続き相談事業を実施する。</p>	A	産業政策課	
188	IV	2	②	ア	<p>●労働局等、関連機関からの資料を収集し、実態把握に努める。</p>	<p>●労働局等、関連機関からの資料を収集し、実態把握に努めている。 ■今後も継続して実態把握に努める。</p>	A	産業政策課	
189	IV	2	②	ア	<p>○事業所における男女共同参画に関する意識調査を実施する。</p>	<p>●【II-2-2-エ】参照、市で初めて事業所対象の女性活躍の促進の質問を含んだ意識調査を実施した。 ■結果を市のホームページで公表。また商工会議所を通じて事業所にも結果を周知し、事業所における女性活躍促進の啓発を図る。</p>	A	人権・男女課	
190	IV	2	②	イ	<p>●再就職支援講座として介護職員初任者研修などを開催し、周知を図り参加を促す。また、今年度も女性の起業セミナーを開催する。</p>	<p>●再就職支援講座として7月と11月にフォークリフト運転技能講習(各回定員10人、計7人参加、うち、女性0人)、9月に介護職員初任者研修(定員20人、9人参加、うち女性6人)、11月にパソコン講座(定員10人、4人参加、うち女性3人)を開催した。なお、1月から介護職員初任者研修を開催予定(定員20人)。7/11に女性の起業セミナー(定員30人)を開催。33人の参加があり、うち1人ががで起業した。 ■来年度も引き続き各種講座を開催し、女性の参加を促す。</p>	A	産業政策課	
191	IV	2	②	イ	<p>●看護師等の随時募集、臨時募集を行い、再就職を促進する。</p>	<p>●看護師の採用試験を今年度4回実施。(2/3に5回目を実施予定)採用試験の実施に当たっては、パンフレット・ポスターの作成、病院ホームページや合同説明会等で周知を行った。 ■当初4回実施予定だった採用試験について、採用状況を考慮し追加募集をおこなうこととした。</p>	B	経営管理課	
192	IV	2	②	イ	<p>○積極的に再就職活動に励めるよう、女性のワークライフバランスを考える講座を開催し支援する。●ハローワーク等から講師派遣の支援を受けるなど、関連機関と連携し、就職支援のパソコン講座を開催する。 ●【II-2-2-イ】参照</p>	<p>●就業をめざす女性のためのパソコン講座を実施●パソコン初級講座 ・7/9～7/17まで(全5回)参加者:12人(述べ59人)講師:岩木 千秋 アクセスコミュタシステム所属講師●パソコン中級講座 ・10/19～11/2まで(全8回)参加者:9人(述べ68人)講師:岩木 千秋 アクセスコミュタシステム所属講師 ■初級パソコン講座終了後、受講者12名中2名より就職先が決まったとの連絡あり</p>	A	女性センター	

193	IV	2	②	ウ		<p>●ひとり親家庭の母親及び父親に対し、就職に繋がる教育訓練講座等の受講や1年以上の養成機関で資格取得のため修学する一定期間に係る生活費に相当する費用を金銭的に支援並びに就職活動支援などの制度について、広報活動を積極的に行う。</p>	<p>●自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を含むひとり親家庭向けの制度概要チラシを作成し、就職に繋がる資格取得のための支援を行った。教育訓練給付金講座指定件数16件(内受講後支給件数4件)、高等職業訓練促進給付金支給件数26件。(12月末現在)また児童扶養手当受給者等への就労相談(母子・父子自立支援プログラム策定事業)についてのチラシを事前に配布し、8月の現況届集中受付期間にはその受付会場で、ハローワークと連携し相談スペースを設けて支援を行った。11月末現在、プログラム策定件数26人。 ■様々な相談機会に広報をしたことで、申請者数が増えた。引き続き、来庁時には案内チラシ等配布により、広報活動を行っていく。</p>	A	子育て給付課
194	IV	2	②	ウ		<p>●ハローワークやその他関連機関の求人情報誌等で周知及び啓発に努める。</p>	<p>●ハローワークやその他関連機関の求人情報誌等で周知及び啓発に努めている。 ■今後も継続して周知及び啓発に努め、相談者に積極的に紹介する。</p>	A	産業政策課
195	IV	2	③	ア		<p>●岸和田市創業支援事業計画に基づき、岸和田商工会議所において創業セミナーを開催する。</p>	<p>●岸和田商工会議所において創業セミナーを1クール開催し、定員30名に対し13名が参加し、その内女性は5名であった。また、貝塚商工会議所及び泉佐野商工会議所と連携し、集客のため、それぞれで実施する創業セミナーをそれぞれの市広報誌などにおいて周知した。 ■創業を志す方々に対し、手続きや資金繰りなどについて説明した。引き続き、広く周知しながら、創業希望者の支援に努める。</p>	B	産業政策課
196	IV	2	③	ア	起業をめざす女性への支援	<p>●【IV-2-2-1-イ】参照 ●起業をめざす女性向けにも関連資料等の情報提供を行う。○起業をめざす女性向けにスタートアップセミナーを開催する。</p>	<p>●【IV-2-2-1-イ】参照 ●女性センターにて起業をめざす女性向けの関連資料等の配架に努めた。●「私の夢かなえよう！～起業を考えている女性のためのスタートアップセミナー～」として主催講座を開催した。・7/5「起業するためのイロハ～ウォーミングアップを始めよう！～」参加者:26名講師:西野ゆかり・7/12「意図を明確にしてスタート！～もっと自分を喜ばそう～」参加者:28名講師:山本美保・7/19「自分らしい働き方って?!～キャリアビジョンの明確化～」参加者:27名講師:西野ゆかり・7/26「私の夢のコミットメント～明日の自分のために一歩踏み出そう!～」参加者:28名講師:山本美保 ■講座修了生に呼びかけ、継続的な情報交換やネットワークづくりを進めグループ化</p>	A	女性センター

### 3. 男女共同参画推進のための事業所等への取り組みの強化

197	IV	3	①	ア		<p>●社会福祉法人、保育所、介護・障害の事業所に対して指定・指導・監査等を行ううえで、法律に基づく男女平等な雇用と待遇の実現について啓発を行う。</p>	<p>●今年度実施した23の社会福祉法人の本部運営に関する監査において、公正採用選考人権啓発推進員の選任・届出や人権啓発研修計画及び実施状況を確認し、11法人について、法人・事業所内における職員に対する研修の計画策定及び研修の未実施が見受けられ、人権啓発研修の実施と大阪府労働局への実績報告について実施依頼を行うとともに、全法人に職員採用時の公正な採用基準を遵守する必要性について助言した。 ■その結果、社会福祉法人において、役員や管理者のみならず職員にも人権についての意識向上が必要であること、職員の採用については構成採用基準を明確にすべきであることを再認識してもらうことができた。今後も引き続き、適切な助言を実施していく。</p>	B	広域事業者指導課
198	IV	3	①	ア	男女の均等な雇用機会と待遇の確保	<p>●雇用・労働に関する基礎知識講座を開催する(度は2回開催予定)。</p>	<p>●12/11に開催し、54人(女性の参加者数は不明)の参加があった。3/6に2回目を開催予定。 ■講座を通じて周知の拡大が期待できることから、来年度も開催の方向で検討する。</p>	A	産業政策課
199	IV	3	①	ア		<p>●男女平等な雇用と待遇のため、講演会等において法律に関する周知、啓発を行う。</p>	<p>●■【II-2-1-1-ア】参照 ●■【IV-1-1-1-ウ】参照</p>	B	人権・男女課
200	IV	3	①	イ		<p>●労働局等、関係機関からのパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努める。</p>	<p>●労働局等、関係機関からのパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努めている。</p>	A	産業政策課



201	IV	3	①	イ		●講演会等において、女性の就労環境の改善に向けての啓発を行う。	●1/12男女共同参画フォーラムで、プログラムに「ジェンダーギャップ」指数について掲載した。	B	人権・男女課
202	IV	3	①	ウ		●家族経営協定の推進など、農林水産業における就業条件や作業環境の改善、整備が図られるよう働きかける。	●農業関係者が参加する会議や研修等にて、パンフレット配布などの周知に努めているが、本年度、新たな家族経営協定の締結には至っていない。 ■今後も引き続き周知に努める。	D	農林水産課
203	IV	3	②	ア	事業所における男女共同参画の推進	●ハローワークや大阪府総合労働事務所等、関連機関を通じて実態把握に努める。	●ハローワークや大阪府総合労働事務所等、関連機関を通じて実態把握に努めている。(出席した会議等あれば記載をお願いします) ■今後も継続して実態把握に努める。	A	産業政策課
204	IV	3	②	ア		○【IV-2-2-ア】参照	●■【IV-2-2-ア】参照	A	人権・男女課
205	IV	3	②	イ	事業所における男女共同参画の推進	●「岸和田市男女共同参画推進条例」及び「岸和田市男女共同参画推進計画-第3期さしわだ女性プラン-」の周知及び啓発に努める。	●「岸和田市男女共同参画推進条例」及び「岸和田市男女共同参画推進計画-第3期さしわだ女性プラン-」の周知及び啓発に努めている。市内の事業所向けメールマガジンに働き方改革の講座等の案内を掲載した。 ■今後も継続して男女共同参画に関する啓発に努める。	A	産業政策課
206	IV	3	②	イ		●人権啓発企業連絡会に加入している事業所に対し、岸和田市男女共同参画推進計画の周知を図るとともに、男女共同参画フォーラム参加についての働きかけを行う。	●計画の周知まではできていないが、男女共同参画フォーラムの案内を実施した。 ■引き続き男女共同参画推進計画の周知に努める。	D	人権・男女課
207	IV	3	②	ウ		●労働局等、関係機関からのワークライフバランスに関するパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努める。	●労働局等、関係機関からのワークライフバランスに関するパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努めている。 ■今後も継続して周知及び啓発に努める。	A	産業政策課
208	IV	3	②	ウ		●ワークライフバランスについての啓発…【III-2-1-ア】参照	●【III-2-1-ア】参照●契約検査課の窓口に女性活躍促進のためのチラシを配架した。 ■引き続き登録業者等に男女共同参画に関する情報提供を行う。	B	人権・男女課
209	IV	3	②	エ		●関係機関にパンフレット等の配布を依頼し、支援策等の情報提供を行う。	●関係機関にパンフレット等の配布を依頼し、支援策等の情報提供を行っている。 ■情報の周知を図るため、今後も配布依頼する。	A	産業政策課
210	IV	3	②	オ		●【IV-3-2-イ】参照	●「岸和田市男女共同参画推進条例」及び「岸和田市男女共同参画推進計画-第3期さしわだ女性プラン-」の周知及び啓発に努める。 ■今後も継続して周知及び啓発に努める。	A	産業政策課
211	IV	3	②	オ		●人権啓発企業連絡会に加入している事業所等に対し、セクシュアル・ハラスメントを防止するための働きかけを行う。	●関係機関や団体が主催する講座の案内ちらしを送付した。 ■引き続き関連講座等の案内は会員事業所に向け情報を提供していく。	A	人権・男女課

## 【基本課題V】 DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり <DV対策基本計画>

### 1. DV被害者の早期発見・相談体制の整備・充実

212	V	1	①	ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●DVに対する知識を身につけるとともに、被害者に応じた情報提供や安全確保に努め、相談窓口へ引き継ぐ。	●窓口来庁者の中に相談窓口へ引き継ぐ事案はなかった。 ■今後もDV被害の実態や予防について正しく認識し適切な対応がとれるよう、対応手順など課内で共有するとともに、研修等機会をとらえ参加する。	A	納税課
213	V	1	①	ア		●窓口業務を通じてDV被害者からの相談を受けた場合、速やかに支援窓口へ引き継ぎ、早期発見と被害防止に努める。	●窓口業務等を通じてDV被害者からの相談を受けた場合、まずは市民課DV担当で話を聞き支援窓口へ引き継ぎ、早期発見に努めた。 ■DV被害者への対応については、引き続き、人権・男女共同参画課と情報共有し、被害防止に努める。	A	市民課
214	V	1	①	ア		●日々の健康相談や育児相談(随時受付)等の中からDV被害の兆候にいち早く気づき、必要な相談・支援につなげる。	●健康相談や育児相談を受ける中で、DV被害の兆候や体調不良等に気づき、必要な相談先を紹介した。 ■引き続き、相談しやすい体制づくりをすすめる。	A	健康推進課

215	V	1	①	ア		●窓口業務でDV被害者から相談があれば、担当課へ連絡し対応を依頼していく。	●窓口業務でDV被害者より相談があれば、DV担当課へ連絡を行い、適切な支援のために相談対応を行った。 ■今後も引き続き、DV被害者への適切な支援のために、担当課と連携をとっていく。	A	子育て支援課
216	V	1	①	ア		●窓口業務でDV被害者から相談があれば、担当課へ連絡し対応を依頼していく。	●窓口業務でDV被害者より相談があれば、DV担当課へ連絡を行い、本人の了承の下同席するなど、DV担当課/当課間で情報を共有し、手当関係等の情報提供を行った。 ■DV相談時に担当者が制度の説明を行うため同席することで、各種支援制度の周知を行うことができた。引き続き、関係機関とは、情報連携を密にし、ひとり親家庭支援の周知を図っていく。	A	子育て給付課
217	V	1	①	ア		●労働相談等を通じてDV被害者の把握に努める。	●現在までのところ、DV被害者によると思われる相談は見受けられない。 ■引き続きDV被害者の把握に努める。	A	産業政策課
218	V	1	①	ア		●市営住宅の既存入居者及び来庁者等において、DV被害のおそれがある者が見受けられた場合、相談・支援窓口を紹介し、被害の拡大を未然に防ぐ。	●DV被害からの避難の為にすぐに入居できる市営住宅斡旋の相談あり(1件)。事情を聞いた上で公的機関にDV被害相談をしている旨の証明を添付してもらい入居承認。その際連絡は全て本人の携帯電話へし、文書交付等も直接窓口での手渡しで行い加害者へ行動が漏れないよう配慮。 ■DV被害による入居相談を受けた場合、担当内で情報共有に努め、どの担当員でも対応できるようにする。また情報漏洩には十分注意する。	A	住宅政策課
219	V	1	①	ア	DV被害者の早期発見の仕組みづくり	●来庁者において、DV被害のおそれがある者が見受けられた場合には、相談・支援窓口を紹介または連絡し、被害の拡大を未然に防ぐ。	●相談・支援窓口につなぐ案件はなかった。研修会の案内や資料等を課内で供覧し、職員の知識の取得や理解促進に努めた。 ■「DV被害者の早期発見の仕組みづくり」に関して課内の意識喚起に努め、被害の拡大を未然に防ぐため、今後も継続していく。	A	建築課
220	V	1	①	ア		●窓口業務等を通じてDV被害者に気付いた場合には、相談・支援窓口につないでいく。	●DVに関する情報を課内掲示板に掲載(定期的に更新)し、課内職員への啓発を行っている。 ■業務内でDV被害等の相談があれば、人権・男女共同参画課等へ連絡ができるよう課内で周知できており、今後も継続して対応する。	A	上水道工務課
221	V	1	①	イ		●市内医療機関や虐待対応課等にDV早期発見のための協力依頼をする。	●6/12相談窓口担当者会議(22課出席)で、関係課に対してDV被害者の早期発見、支援体制づくりの情報共有を行い協力を依頼した。 ■DV被害者に関する情報提供は75件あった。(12月末)今後も迅速な被害者支援のために情報共有を図っていく。	A	人権・男女課
222	V	1	①	ウ		●相談窓口の周知…【I-4-1-1-ア】参照	●【I-4-1-1-ア】参照●11/12~25「女性に対する暴力をなくす運動」期間に街頭啓発を行い、啓発マスク(1000個)を配布。1/12男女共同参画フォーラムで啓発マスク(103個)を配布した。 ■今後も機会を捉えて相談窓口の周知を図っていく。	A	人権・男女課
223	V	1	①	ウ		●【I-4-1-1-ア】参照	●DV相談窓口については、女性センターニュース「フレスール」、ホームページ、チラシの配布等で周知している。 ■引き続き相談窓口の周知に努め、相談対応時には関係機関と連携しながら、最適な対応ができるよう、体制を整えていく。	C	女性センター
224	V	1	②	ア		●引き続きDV相談体制を充実させる。●DV総合相談窓口として、DV相談室で様々な手続きができるようにする(ワンストップサービスの充実)。	●DV相談室とDV専用相談電話の相談件数168件(うち電話相談76件)、弁護士相談17件(12月末)●DV相談室で相談を受けた場合は、関係課の協力を得て、DV相談室で様々な手続きができた。 ■ワンストップサービスを実施して、被害者の安全を確保できた。	A	人権・男女課
225	V	1	②	ア	DV被害者の相談体制の整備・充	●【I-4-1-1-ア】参照	●■【I-4-1-1-ア】参照	A	女性センター

226	V	1	②	イ	●DV相談を受けた時には、警察や配偶者暴力相談支援センター(大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター)等の関係機関との連携強化を図る。●関係各課による相談窓口担当者会議を開催し、連携を強化する。	●必要に応じて、警察や配偶者暴力相談支援センター(大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター)等と連携を図った。●相談窓口担当者会議で情報交換を行った。 ■関係機関や関係と被害者の相談体制の充実を図ることができた。	A	人権・男女課
227	V	1	②	イ	●男女共同参画担当と連携を強化し、対処する。	●女性センター(女性のための面接・電話相談含む)へのDV被害者に該当する相談は、男女共同参画担当と連携し対処している。 ■来庁時の相談や電話相談から4件DVに該当する事案があり、女性センター職員から連携して本庁の男女共同参画担当に繋ぐことが出来た。	B	女性センター
228	V	1	②	ウ	●人権・男女共同参画課などで実施されるDV研修に参加しDVに関する意識を高め、窓口に来庁された市民からDVと疑われるような相談があった場合は、適切に相談窓口へ引き継ぐ。●安全確保のため、DV被害者の個人情報(加害者に漏れないよう、住所情報などを抑止する支援措置を講じ、関係各課とも情報連携を図る。	●6/12開催のDV窓口担当者会議の資料を課内供覧し、DV被害者支援に対する理解を深めた●DV対策基本計画研修に1名参加 ■研修に参加する職員は1名だが、研修内容を課内で供覧することで、課内の職員が各課のDV被害者への支援内容を理解し適切に案内ができるようにする ●DVステッカー行為などの被害者への支援措置として「住民票の写し」及び「戸籍の附票の写し」の交付、閲覧の制限を実施した。申出人80人・併せて支援を求める者111人(12月1日現在) ■DV被害者の個人情報が漏れないよう、今後とも関係各課と情報共有に努め	A	市民課
229	V	1	②	ウ	●DV対策関連の会議又は研修へ参加することにより、相談員の人材育成を図る。	●医療ソーシャルワーカーがDV対策基本計画についての会議に出席、その内容について院内で共有した。 ■今後も、研修等へ積極的に参加し、人材育成、知識向上を図る。	A	経営管理課
230	V	1	②	ウ	●講座や研修会へ参加し、相談員の資質の向上を図る。●DVに関する正しい知識を習得するとともに、二次被害を防止するため、職員向けの研修会を開催する。●既存の制度等を利用し、相談員の心理的ケアに配慮する。	●大阪府主催のDV被害者の地域支援者養成講座、大阪府内市町村相談員等スキルアップ研修等に延べ8日参加。●7/26DV対策基本計画における研修「DV被害と窓口対応」を実施。●相談員間の情報共有を常に迅速に行った。 ■様々な研修に参加し、常に最新の情報を収集し、情報共有することにより相談員の資質向上が図れた。	B	人権・男女課
231	V	1	②	ウ	●男女共同参画担当と連携を強化し、対処する。 ●DV被害の防止と個人情報の保護について、ミーティング等を通じて周知徹底する。	●大阪府等が主催の研修に参加し、職員のスキルアップに努めた。●二次被害防止と個人情報保護については、職員及び面接・電話相談カウンセラーに周知徹底している。 ■個人情報保護の徹底のため、相談者や相談記録の取り扱いについては情報セキュリティ研修を通じて職員内で周知している。また、外部からの問合せに対して	B	女性センター

## 2. DV被害者への支援体制づくり

232	V	2	①	ア	●DV被害者の所在情報の保護に努める。 ●DV被害者保護のため、住所変更に関係なく新たな生活地での介護保険加入について、市町間で調整を図る。	●情報保護:随時実施。事務支援システムにおいて「特別事情」に入力するとサイン有。●住登外加入等:0件(12.31現在) ■今後も被害者情報の保護を念頭に情報管理に努めていく。	B	介護保険課
233	V	2	①	ア	●市営住宅は本来、住宅難の解消を目的とした家族向け住宅の供給を前提に設計されているため、申込資格に「同居親族を伴うこと」と規定されていた。しかし平成24年の条例・規則改正により、単身入居要件を具体的に明示しその中にDV被害者を含め、また平成25年度からは一般入居募集時にDV被害者の単身入居を可能とした。その際、関係各部署との連携をとり、その個人情報の漏洩がないよう十分に配慮する。	●7月実施の入居者募集において、単身入居要件に「DV被害者を含む」と明記。 ■次年度の入居者募集において、入居要件案内の中でDV被害者についての箇所を太文字表記するなど広く周知できる方法を検討する。	A	住宅政策課

234	V	2	①	ア	DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	●緊急の場合、大阪府女性相談センターに被害者の一時保護を依頼する。●一時保護の際、保護所までの同行支援を行う。●関係機関と連携し、加害者に被害者の個人情報が出漏れないよう研修実施などにより徹底する。	●大阪府女性相談センターへの一時保護依頼件数0件(H30.12月末現在)●相談窓口担当者会議や相談窓口担当者研修で、個人情報の漏洩についての事例を学んだ。 ■DV被害者の安全確保と個人情報保護の徹底を図った。	A	人権・男女課
235	V	2	①	ア		●【I-4-1-1-ア】参照 ●【V-1-2-1-イ】参照	●■【I-4-1-1-ア】参照 ●■【V-1-2-1-イ】参照	B	女性センター
236	V	2	①	イ		●【V-1-1-1-ア】参照	●健康相談や育児相談を受ける中で、DV被害の兆候や体調不良等に気づき、必要な支援を行った。 ■引き続き、DV被害者に対し安心して生活できるよう必要な支援を行う。	A	健康推進課
237	V	2	①	イ		●DV被害者(母子)が一時保護された後、入所が必要と認められる場合、関係機関と連携し母子生活支援施設の入所及び自立に向けた支援、関係する社会資源の情報提供を行う。	●DV被害者(母子)が一時保護された後、母子生活支援施設の入所が必要と認められた場合、関係機関と連携し入所及び自立に向けた支援を実施した。 ■今後も引き続き、関係機関と連携し入所及び自立に向けた支援を実施する。	A	子育て支援課
238	V	2	①	イ		●ハローワーク等、関係機関と連携し、就労支援を行う。	●ハローワーク等、関係機関と綿密に連携し、相談者の意向をもとにC-STEPをはじめとした訓練機関につなぐなど、就労支援に努めている。 ■引き続き連携を深めて就労支援を行う。	A	産業政策課
239	V	2	①	イ		●関係機関と連携し、被害者に対して適切な情報提供及び自立支援を行う。●迅速・丁寧な情報提供及び自立支援が行えるよう、各課へ協力を依頼	●庁内関係課、大阪府女性相談センター、子ども家庭センター、警察等の関係機関と必要に応じて情報共有を図った。 ■迅速で丁寧な情報提供、自立支援を行うことができた。	A	人権・男女課
240	V	2	①	イ		●【I-4-1-1-ア】参照	●■【I-4-1-1-ア】参照	A	女性センター
241	V	2	①	ウ		●警察や配偶者暴力相談支援センター(大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター)との連携の強化を図る。●関係各課で相談窓口担当者会議を開催し、連携を強化する。	●【V-1-2-1-イ】参照 ■DV被害者へ迅速に対応することができた。引き続き、DV被害者の安全確保及び支援体制の強化に努める。	A	人権・男女課
242	V	2	①	ウ		●【V-2-1-1-ア】参照	●■【V-2-1-1-ア】参照	B	女性センター
243	V	2	①	エ		●岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置は保留とするが、引き続き相談支援体制の強化に努め	●職員体制、相談件数などから設置は保留とする。 ■引き続きDV被害者の相談支援体制の強化に努める。	B	人権・男女課

### 3. DV根絶に向けての啓発の推進

244	V	3	①	ア	DVに関する市民への啓発の推進	●DV防止についての理解を深めるための講座等を開催し、DV防止に関する啓発を充実させる。	●【I-4-2-1-ア】参照	A	人権・男女課
245	V	3	①	ア		●DV防止に関する図書・資料・雑誌・ビデオ等の貸出しに注力し、啓発する。●【I-4-2-1-ア】参照 ●【II-2-1-1-エ】参照 ●【III-3-2-1-イ】参照	●■【I-4-2-1-ア】参照 ●■【II-2-1-1-エ】参照 ●■【III-3-2-1-イ】参照	A	女性センター
246	V	3	①	イ		●男女が平等な関係性を築くことができるよう、各種研修会などを通じて教職員の資質向上に努める。	●人権教育担当者会(年2回)を行い、市内幼小中高61名が参加した。人権教育研修(年3回)を行う。1回目は「学びでつながる学習集団づくり」をテーマに市内幼小中高62名が参加した。2回目は福祉協議会との連携研修を行う。また、3回目は在日外国人教育についても研修を行う。「在日外国人教育をすすめるために～外国にルーツのある子どもや保護者の思いや願いを気づくには～」をテーマに幼小中高の59名が参加した。また、各種研修および校内研修において、教職員の資質向上に取り組んだ。 ■さまざまな人権課題についての研修を取り組むことができた。	A	人権教育課
247	V	3	①	イ		○市内中学校・高校にデートDV予防啓発の出前講座の実施希望を募り、開催する。	●デートDV予防啓発講座を7/11葛城中学校(3年生76名)、7/12産業高校定時制(全学年65名)、12/5春木中学校(3年生163名)、12/13桜台中学校(3年生201名)、1/17北中学校(3年生128名)で実施した。 ■昨年より中学校が2校増え、出前講座の人数はH29.354人からH30.1008人になった。自分も相手も大切に作る素敵なパートナーシップを啓発することができ	A	人権・男女課

248	V	3	①	イ		●【V-3-1-ア】参照	●【I-4-2-ア】参照●女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25)に合わせて啓発を行った。●DV防止啓発パル展・11/2~30まで(女性センター1階ロビー) ■職場体験学習でもデートDVに関する啓発に努めているが、まだまだ他人事と	A	女性センター
249	V	3	①	ウ		●DV防止に関するチラシをわかりやすく設置し、啓発を図る。	●DV防止に関するチラシをわかりやすく設置し、啓発を図っている。 ■引き続き実施予定。	A	八木市民センター
250	V	3	①	ウ		●DV防止に関するポスター等の掲示、チラシの配布に努め、広く市民にDV防止の啓発をする。	●DV関係等のポスターの掲示及びチラシを市民センター内に配架し、相談窓口のちらしを各階女子トイレに掲示し市民への啓発を行った。 ■引き続きDV防止に関する情報を目につくところに配架していく。	B	桜台市民センター
251	V	3	①	ウ	DVに関する市民への啓発の推進	●DV防止のポスター等を、競輪場内の掲示可能な場所に掲示することにより啓発を行う。	●場内掲示板にてDV相談/法律相談の案内を掲示。チャイルドルームにてチラシを配置及び掲示。 ■引き続き、掲示にて案内を行う。	A	公営競技事業所
252	V	3	①	ウ		●院内掲示やパンフレットの備え付けにより、来院された市民の方への周知および啓発を行う。	●昨年度より引き続き、DV相談窓口の案内カードを院内3ヶ所の患者用女子トイレに設置した。 ■4月~12月で10枚程度しか減っていなかった。カード(表面)を拡大し「カードはご自由にお持ち帰りください」と文言を添え、設置場所に掲示した。	B	医療マネジメント課
253	V	3	①	ウ		●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、広報やホームページ等によるPRを実施するとともに、DV防止のための啓発物品を広く配布するなど、DV根絶に向けた啓発を行う。	●【I-4-2-ア】参照●市の広報やホームページで、DV講座報告やDV予防に関する記事を掲載した。●本庁で初めて、デートDVパル展を行い、リーフレットや相談窓口カードの配架を行った。 ■広く市民にDV根絶のための啓発を行うことができた。	A	人権・男女課
254	V	3	①	ウ		●【V-3-1-ア】参照	●■【V-3-1-ア】参照	A	女性センター
255	V	3	①	ウ		●DV防止に関するチラシの設置、配布の拡充に努め、啓発を図る。	●DV防止に関するチラシをセンター内に設置し、配布を行った。●DV対策基本計画研修に参加し、職員間で研修内容の共有を図った。 ■窓口業務におけるDV被害者への対応について職員間で確認し、認識を共有できた。これからも意識向上に努める。	B	山直市民センター

男女共同参画研修

- NO.1 6/29 「片づけDe私のココロ改革～基本編～」
- NO.2 7/20 「片づけDe私のココロ改革～上級編～」
- NO.3 7/27 「社会から孤立する少女たち～経済的・精神的貧困の現実～」
- NO.4 8/3 「スマホ片手に漂流する少女たち～SNSの落とし穴～」
- NO.5 8/10 「少女たちが必要とする居場所～自立に向けた支援とは～」
- NO.6 11/15 「妻と夫のほどよい関係とは？」
- NO.7 11/30 「性はグラデーション～十人十色とわたし色～」
- NO.8 1/12 「明橋大二先生の子育てハッピーアドバイス～これで、子どもの未来が輝く～」
- NO.9 12/3 「イマドキ愛されリーダーのヒミツ～これで組織運営が上手くいく～」
- NO.10 1/15 「こんな支援が欲しかった！～女性の視点から防災・避難所運営を考える～」
- NO.11 2/16 「誰にもやさしい街づくり～男女共同参画社会暮らしもUP!～」

DV対策基本計画研修

7/26 「DV被害と窓口対応」

本部員・幹事研修会

10/16 「管理職のためのイマドキの子育て職員を活かすワークライフマネジメント」

実務担当者研修会

12/7 「男女共同参画の〈光と影〉～いま、行政職員に求められている視点とは何か～」